

総務委員会会議録

日時 平成29年7月3日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時21分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 遠藤 浩
副委員長 宮本 秀憲
委員 臼井 成夫 鈴木 幹夫 大柴 邦彦 早川 浩
卯月 政人 清水喜美男 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 石川 恵 警察本部長 近藤 知尚
警務部長 鈴木 康修 刑事部長 細入 浩幸 交通部長 小林 仁志
警備部長 市川 和彦 生活安全部長 鶴田 孝一 首席監察官 窪田 圭一
警察学校長 佐藤 岩生 総務室長 清水 順治 理事 石川 善文
警務部参事官 岩柳 治人 警務部参事 若月 誠
生活安全部参事官 矢崎 正美 刑事部参事官 宮川 俊樹
交通部参事官 荒居 敏也 警備部参事官 加々美 誠
会計課長 天野 英知 教養課長 野矢 聡 監察課長 小林 信一
情報管理課長 吉田 一成 地域課長 平井 親一
少年・女性安全対策課長 五味 雄二
生活安全捜査課長 比留間 一弥 通信指令課長 秋山 敦
捜査第二課長 藤井 清 組織犯罪対策課長 姫野 賢司
交通指導課長 佐藤 光男 交通規制課長 川口 守弘
運転免許課長 窪田 豊 警備第二課長 岩柳 幸夫

総合政策部長 市川 満 県民生活部長 立川 弘行
リニア交通局長 岡 雄二
総合政策部次長 三井 孝夫 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 平賀 太裕
総合政策部技監 藤森 克也
県民生活部次長 中山 吉幸 県民生活部次長 上野 直樹
県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 三井 薫
リニア交通局リニア推進監 細川 淳 リニア交通局次長 依田 誠二
リニア交通局次長 渡邊 仁
政策企画課長 塩野 開 国際総合戦略室長 落合 直樹
リニア環境未来都市推進室長 石寺 淳一 広聴広報課長 平塚 幸美
地域創生・人口対策課長 広瀬 ひとみ
北富士演習場対策課長 佐野 俊一 統計調査課長 渡辺 武
消費生活安全課長 砂田 英司 生涯学習文化課長 柏木 隆伸
世界遺産富士山課長 入倉 博文 私学・科学振興課長 井上 弘之
リニア推進課長 深澤 宏幸 交通政策課長 若尾 哲夫

総務部長 前 健一 防災局長 茂手木 正人 会計管理者 布施 智樹
人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 佐藤 佳臣
選挙管理委員会委員長 中込 まさ系
総務部理事 三富 学 総務部次長(防災局次長兼職) 笹本 稔
総務部次長(人事課長事務取扱) 中澤 宏樹
職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一
財産管理課長 渡辺 真太郎 行政経営管理課長 上野 良人
市町村課長 長田 公 情報政策課長 渡邊 雅人
防災危機管理課長 小澤 祐樹 消防保安課長 内藤 卓也
出納局次長(会計課長事務取扱) 中野 修 管理課長 宮阪 佳彦
工事検査課長 杉沢 富夫
人事委員会事務局長 古屋 金正 人事委員会事務局次長 石原 洋人
監査委員事務局長 末木 鋼治 監査委員事務局次長 内田 不二夫
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 保坂 芳輝

議題 (付託案件)

- 第50号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件
第52号 山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例中改正の件
第53号 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正
承第1号 山梨県県税条例等中改正の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時から午前10時35分まで、警察本部関係、休憩をはさみ、午前10時51分から午後12時06分まで、途中休憩をはさみ、午後1時15分から午後2時05分まで総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ午後2時21分から午後4時21分まで、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

- 第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑

(韮崎警察署建設事業費について)

清水委員 韮崎警察署の建設事業費についてお尋ねいたします。私も甲斐市民の1人として非常に建設の内容に注目しているわけなんですけれども、今回、建設事業費として4億9,000万円余ですよね。その中で用地購入費が約2億円計上されているんですけれども、今のお話だと、用地購入が29年8月ごろからということですが、現在までいろいろな用地買収の交渉が進んでいるかと思うんですけれども、その辺の進捗状況をちょっとお話しいただきたいと思います。

天野会計課長 ただいまの質問についてお答えいたします。韮崎警察署の移転・建てかえ事業につきましては、平成28年度の6月補正予算において、用地測量、移転補償費調査、不動産鑑定に要する経費について御承認いただき、その後具体的な事業に着手し、これまでに建設予定地の用地測量、不動産鑑定、物件補償の算定等を終了したところであります。今後、建設予定地の用地取得等に着手できるよう、その準備を進めていきたいと考えております。なお、6月補正予算、この補正予算案に御承認いただければ、早急に着手したいと考えております。

清水委員 ありがとうございます。

次に、この概要を見ますと、写真でもあるように、今までの警察署はスペース的に非常に狭くてふぐあいが多々発生していたということを私自身もあちこちから聞いているんですけれども、今回新しく庁舎を建設するに当たって現状を1としたときに面積的に現状よりもどのくらい変わったのか、その辺のところをわかりやすく御説明いただきたいと思います。

天野会計課長 ただいまの質問についてお答えいたします。建設予定地の敷地面積ということだと思います。今後の用地交渉等を進めた上で購入していくことから、確定した面積ではありませんが、約8,400平方メートルの取得を見込んでおります。この8,400平方メートルという広さにつきましては、現警察署本庁舎と分庁舎の面積の約2倍の広さということになっております。また、現在建設中で同規模の富士吉田警察署における面積と同様でありまして、約100台の駐車スペースを確保していることから、この韮崎警察署におきましても同様のスペースを確保できるものと見込んでおり、来庁者用の利便性が向上されるものではないかと考えています。

清水委員 ありがとうございます。

それと、建設の設計とかそういったものも、もう徐々に進んでいると思うんですけれども、イメージ的に新しい庁舎というのはどんな庁舎になるのか、新庁舎の「新」のところをお話しいただきたいと思いますが、お願いいたします。

天野会計課長 新庁舎のイメージということですが、延べ面積につきましては、署員の人数や過去に建設した警察署面積などから算出したしまして、約4,700平方メートルを見込んでおります。この4,700平方メートルという面積につきましても、敷地面積同様、現警察署の本庁舎と分庁舎を合わせた面積の約2倍の広さとなる見込みであります。建物の階数や敷地など配置につきましては、今後予定しております実地設計の中で検討していくこととなりますので、現時点では具体的なレイアウト等は決定しておりません。いずれにいたしましても、建物の階数、配置、またレイアウト等につきましては、来庁者の利便性、敷地の有効活用、近隣住民への配慮、また業務の効率性などを考え、最良のものとなるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

清水委員 ありがとうございます。今回の建設予定地が国道20号線という基幹道路に面しているということで、使うほうもそのほうが使いやすいし、非常時に対応できるということですので、この計画に基づいてしっかりと推進をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

臼井委員 ちょっと教えてください。今度移るところは蕪崎市ではなくて甲斐市ですよ。双葉ですよ。将来、警察の署の名前が変わるんですか。

天野会計課長 名称につきましては、蕪崎市から甲斐市に署が移るということで、蕪崎市民、甲斐市民とともに市民の方々がそれぞれ注目していることではないかと考えております。そのようなことから、今、組織的に検討をしているところであります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(自発光式の横断歩道の路側標識について)

大柴委員 最近の新聞報道を見ましたところ、表示板がありますよね。とまれとか徐行とか、そういう表示板。それが電光掲示板というんですかね。歩行者の方も運転者の方も、夜間、電光の掲示板とかがあれば、やっぱりわかりやすく、歩行者の事故が減るんじゃないかなと思っていますところでもあります。

昨年交通事故、この前聞いたんですけれども、横断歩道を渡らずに事故があったというのが33件ほどある。そのうち死亡事故が2件、そしてあと31件がけがをした事件。横断歩道を渡らずに普通のところの道路を渡って車と当たれば、ほとんど間違いなくけがをする以上のことがあるわけですので。これをしっかり防いでいくには、私が先ほど言った電光掲示板というのは、車の人もいい、歩行者もいいと思うんです。新聞によると、3件ぐらいとかいうことが書いてあったんですけれども、その辺についてお聞きしたいんです。この表示板というものの利便性といいいますか、私が思っているよりもっとすば

らしいところもあると思うんですけども、その辺のところと、何力所つけるのかお聞きしたい。

川口交通規制課長 大柴委員の自発光式の横断歩道の路側標識の質問についてお答えいたします。従来の横断歩道の路側標識、道路の脇に立っている標識ですけども、これは夜間、車のライトで反射するものでございました。今回新たに導入を予定している自発光式の横断歩道標識につきましては、ソーラー充電方式による自発光式となっております。この標識の大きな特徴は、点灯、点滅、滅灯の3パターンが選択して設定することが可能でありまして、設定場所の環境に応じた設定が可能でございます。特に夜間における点滅・点灯にすることによりまして横断歩道の設置位置が明確になり、また、発光により視認性が向上いたします。これによりまして、車の運転者に対しては横断歩道の存在を早期に認識させることができ、注意喚起を図ることができます。一方で歩行者につきましては、横断歩道の位置を明示することにより、横断歩道以外の場所の道路の乱横断、これを防止するという効果が期待できます。そのようなことから、道路横断中における交通事故防止が図られるものと考えております。

大柴委員 今説明受けましたけれども、そのとおりだと思います。運転していても、私たちも、「あれ？ おっかないな。そこ何で渡るんだろう。もうちょっと向こうに横断歩道があるのに」とか思うんですけども、横断歩道があと少し向こうにあるということがわかりさえすれば、お年寄りの方もそこまで行くと思うんです。やっぱり私たちも夕方になると、ちょっと目もくしゃくしゃしてくるし、なかなかわからないようなところがありますから、そういうことでしっかり横断歩道がここにあるんだよとか、ほかの標識がここにあるんだよとわかれば、しっかり認識をして渡っていける人が多くなると私は思いますので、ぜひ進めていただきたい。

そして、施設は何力所でどこに設置するんですか。

川口交通規制課長 ただいまの御質問にお答えいたします。本年度は3カ所に6本程度の整備を予定しております。特に夜間における視認性が高いという利点がございしますので、夜間における車両交通量、それから、夜間における横断歩行者の多い場所を選定して整備したいと考えております。具体的な整備箇所につきましては、まず1カ所目は甲府市内に整備を検討しております。その後の整備箇所につきましては、設置をしました場所での効果を検証しつつ、その標識の効果が最大限期待できる場所を選定して整備したいと考えております。

大柴委員 いつごろまでにつけて、検証をどのくらいやって、あと2基は大体いつごろつけるんですか。

川口交通規制課長 ただいまの御質問ですが、この標識につきましてはおおむね8月中をめどに設置することとしております。また、検証の期間でございますが、できるだけ早急に検証いたしまして、年内には他の2カ所につきましても選定の上設置をしたいと考えております。

大柴委員 本当にこのような横断歩道というのは、県民誰もが望んでいるものだと私は思います。ぜひ歩行者の事故を減らすため、そしてまた高齢者の方の事故を減らすためには、重要な整備だと思いますので、今後も3基じゃなくてもっとふやしていければ、県民のために本当にありがたいかなと思います。その後の

計画みたいなのはありますか。最後にお聞きします。

川口交通規制課長 ただいまの御質問にお答えします。県警察といたしましても、夜間における横断歩行中の交通事故防止を図る上で、この標識につきましては極めて有効な手段の1つだと考えております。今後は夜間の車両の交通量、横断者数、それから、交通事故の件数等を勘案し、設置の必要性、適切性等を検討の上、必要な箇所には積極的に整備を進めてまいりたいと考えております。

(オリンピックにむけた県警察の取り組みについて)

早川委員 オリンピックをきっかけにしました県警察の取り組みについて何点かお伺いします。先日、オリンピックとか国際化が進んでいるから、県警察も英語をしゃべる、そういう国際化をしなければいけないと報道に出たと思います。それは非常に素晴らしいことで進めていただきたいんですけども、私は1点、ちょっとマニアックな質問で、今、富士北麓地域の中で富士河口湖町が、2人乗りの連なったタンDEM自転車というものがありまして、その走行の解禁について要望されているので、それについて聞きます。

富士河口湖町で、オリンピックのトライアスロンという競技、自転車とかランニングとかスイムとか、そのキャンプ地の誘致を今しています。それに伴って、パラリンピックも今、フランスが来たいと言っている。そのパラリンピックの中で、障害をお持ちの方なので、連なった2人乗りのタンDEM自転車で走りたいということですけども、今現状、私の認識は、山梨県ではたしかタンDEM自転車は公道はだめだと思うんです。ただ、観光地など走っているのを見たりするんですけども、まず現状と、今どういうふうになっているのか、公道でできないのであればその理由も含めてお伺いします。

荒居交通部参事官 早川委員の御質問にお答えします。タンDEM自転車による2人乗りでの公道走行につきましては、本県では、山梨県道路交通法施行細則によりまして、自転車専用道路においてのみ、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合は走行が可能であるという旨が規定されております。

早川委員 今答弁いただいたのを聞くと、道路交通法の細則でだめだということなんですけれども、これを機会にタンDEM自転車がオーケーになれば、障害者の方のスポーツ参加ということにもつながると思うんです。そこで、具体的に言うと、現状、フランスのチームから富士河口湖町にタンDEM自転車のオフアが来ていることは事実です。富士河口湖町は全国の中で他の条件はアドバンテージがあってリードしているんですけども、今、タンDEM自転車の走行の解禁だけがないことがネックになっている現状があります。

そこで、私も少し調べてみたんですけども、他県で少なくとも隣県の静岡県とか長野県、特に長野県では始めていまして、長野県や静岡県では公道でもオーケーになっている現状があるんです。他県の状況がわかれば教えていただきたい。また、なぜ他県ができて山梨県ではできないのか、その辺も教えていただけますか。

荒居交通部参事官 お答えをいたします。タンDEM自転車によりまして2人乗りでの自転車専用道路以外の公道においても走行が認められている都道府県につきましては、北から山形県、群馬県、新潟県、長野県、静岡県など15府県になります。これらの府県につきましては、それぞれの府県の県民とか市町村、また視覚障害者団体などからの要望によりまして解禁に至ったケースがほとんどであります。

当県におきましては、これまで具体的な要望はなかったことから検討には至っていないということでございます。

早川委員

要望が具体的になかったから検討に至っていないということなので、これからなるべく早くやっていただきたいと思います。具体的に言うと、富士河口湖町としては1日も早く向こうに方向性だけでも伝えたいという現状があります。それで、先ほども言ったんですけれども、パラリンピック、障害者のスポーツが広まっていくという観点もそうなんですけれども、例えば、富士河口湖町だけの問題じゃなくて、山中湖村とか鳴沢村等は、自転車連盟の方々に聞いたんですけれども、それが許可になると観光振興の観点にもなると思います。それを使って観光しているという現状もあるので、今まで要望が少なかったんですけれども、このチャンスにやっていく、英会話と同じだと思うんです。これをチャンスにやっていくべきだと思うんです。こういうタンDEM自転車の許認可に対して、県警察の方向性というか考えをお伺いします。

荒居交通部参事官 お答えします。県警察といたしましては、オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致状況とか、また市町村などからの要望のほか、タンDEM自転車による2人乗りでの公道走行を解禁した場合に生ずる諸問題といったものをしっかりと勘案しつつ検討してまいりたいと考えております。

早川委員

ぜひ具体的に議論を進めていっていただきたいと思います。もう1点だけ、質問を変えまして。これもキャンプ、オリ・パラに関してなんですけれども、本県では、御案内のようにフランスのキャンプ地や、そのほかドイツとかヨーロッパのキャンプ地が多いんです。私自身思っているのは、選手のキャンプだけじゃなくて、ファンとか東京に来る人たちが山梨県に来る、そういうマスの取り組みを今やっていると思います。そこで1つ注意しなければいけないのは、ヨーロッパ、特にフランスなどで起きているテロの問題です。テロ対策に対する取り組みが私は案外大切だと思います。オリンピックのときだけにやるのではなくて、今からVIPなどが来るので、今からでもやっていくべきだと思うので、テロに対する取り組みを、今現状またはその予定があれば教えていただきたいと思います。

加々美警備部参事官 質問にお答えします。テロ対策につきましては、全国警察を挙げて重要課題として今推進しているところであります。県警察におきましても、適切な情報発信によりまして、県民の理解と協力を得て、官民が一体となったテロに強い社会をより強固なものとするため、官民連携の各種対策を継続して行っております。

その中で幾つか申し上げますと、車両を使用したテロが頻発しておりますことから、車両を使用したテロの未然防止を図るため、大型車両等の保管管理を行うレンタカー業者、また運輸事業者、さらには工事現場の管理者及び関係事業者・団体等の総会とか研修会に、県警察の担当が赴きまして講演等を行っております。また、爆発物の原料の管理者に対しましては、保管管理に関する助言とか、不審者の通報等の依頼、あるいは宿泊施設の管理者に対しましては、自主警備の強化、防犯カメラの新設・増設等の要請。そのほか、県内の重要施設、公共交通機関の管理者に対しましては、自主警備の強化をお願いしているところであります。また、本県春の最大のイベントであります信玄公祭りや多数の人が集まるイベント会場、大規模集客施設などいわゆるソフトターゲットに対しましては、自主警備の強化を要請しております。今後も各施設の管理者、

主催者、さらには県・市町村等の関係機関とより一層緊密に連携したテロ対策を講じていきたいと考えております。

事前宿泊地における選手団、また関係者の安全確保の対策についてですが、これも、これは施設管理者の自主警戒というのが基本でございますが、警察といったしましても、テロを未然に防止するために警戒・警備に万全を期していきたいと考えております。

早川委員　これから海外の人だけでなく、それに伴って国内の主要なVIPも来たりするので、これはある意味、一般の方たちにも御心配とか御迷惑をおかけして、県警察の方にも御尽力をお願いするところですので、ぜひその辺は、先ほど答弁にありましたが、いろいろな部分と連携してスムーズに、今からやっていただきたいと思っております。

(道路標識の英語併記について)

小越委員　先ほどの大柴委員の話と少しダブるかもしれませんが、7月1日から一時停止と徐行の道路標識に英語が併記されるということが始まりまして、全国各地で始まっていると聞いております。全国で、一時停止が170万本、徐行が1,000本とか言われているんですけども、そこにSLOWとかSTOPと英語の表記をするということで、今後十数年かけてかえていくと報道があったんですけども、山梨県内の取りかえ状況はどの程度進んでいるんでしょうか。とりわけ、外国人の観光地が多いところから率先して始めると聞いているんですけども、富士北麓地域は多いですので、どのような状況になっているのか、まず示してください。

川口交通規制課長　小越委員の、英語表記、英字表記の一時停止標識等に関する質問についてお答えいたします。この標識につきましては、本年7月1日から新設される予定でございます。今その新設の時期に向けて取り組んでいるところでございますので、今のところ、当県ではまだ設置をしている状況ではございません。

小越委員　とりわけ外国人観光客が多いですし、オリンピックのこともありますので、山梨県はいつごろから始まるんでしょうか。

川口交通規制課長　7月1日から新設が可能ということになりますので、今その場所の選定と設置に向けた準備を進めておりまして、おおむね8月中ぐらいから順次整備を進めてまいりたいと考えております。

小越委員　この財源は国の補助金、国補なんでしょうか、それとも県単、県費なのでしょうか。

川口交通規制課長　この標識に関する新設及び更新などの整備に係る予算につきましては、国庫補助金及び県費による整備を予定してございます。

小越委員　全額国補でないとなりますと非常に心配することがあります。この間、信号機の設置とか、道路標示、横断歩道が未舗装になっているということを再三指摘してまいりました。今年度、新年度予算で5,400万円、ここのところ予算がふえたんですけども、今回のところは新年度予算に入っているんでしょうか。それとも、新たにまた9月補正か何かで来るんでしょうか。

川口交通規制課長 ただいまの御質問ですが、英字表記の標識等の整備の予算につきましては、当初予算の中から執行を考えてございます。

小越委員 　　せっかく横断歩道の未舗装のところがだんだん順次改善されてきてまして、センターラインもきれいになってきたと私は思っているんです。そうしますと、今までの予算がせっかくふえても、新たな事業も加わってとなりますと、今までできなかったところがまた縮小される懸念があります。どんどん修繕しないと削られていきますし、維持管理のところは日々やっていかないといけないので、そうしますと、この予算確保はどうするのか心配なんです。昨年もこの問題を取り上げて、警察庁のほうにも行きましたら、そのような予算要請は山梨県から来てないというような話もあったんですけども、5,400万円ふえても、新たに英語表記しますと、本来やるべきところがないがしろになってしまうと大変ですので、国への予算要望とかをする予定はないんでしょうか。

川口交通規制課長 英字表記の標識につきましては、整備に係る経費はこれまでと変わりございません。したがって、英字表記の標識を整備することによりまして、他の道路標示等をはじめとする交通安全施設に係る予算が減少するということはございません。道路標示を含む他の交通安全施設につきましても、これまでどおり計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

主な質疑等 総合政策部、県民生活部、リニア交通局関係

第 55 号 平成 29 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第 3 条地方債の補正

質疑

(中央日本 4 県合同移住促進セミナー開催費について)

卯月委員 ただいまの中央日本 4 県合同移住相談会とセミナー、課別説明書政 2 ページですけれども、今の説明ですと、昨年度も同様の事業を開催したということでもありますので、既に今年度についても予定をされていたのだとすれば、なぜ 29 年度の当初予算ではなくて、この 6 月補正に計上されたのか、まずお伺いしたいと思います。

広瀬地域創生・人口対策課長 昨年度のセミナーにつきましては、4 県の知事が一堂に会し平成 27 年度に開催されました第 2 回の中央日本 4 県サミットにおいて、4 県が連携し共通課題に対応していく具体的な事業といたしまして、社会減対策の一環として移住セミナーを平成 28 年度に開催するということが合意をなされたもので、昨年度初めて開催されたものでございます。

本年度の事業につきましては、4 県サミットが本年の 1 月の中旬に開催され、その場でこの事業が継続するということの合意がなされまして、その後 4 県による調整に時間を要したことから、6 月補正に計上したものでございます。

卯月委員 わかりました。本県と静岡、長野については、移住希望地域ランキング 2016 の上位 3 県ということにランキングをされていると思います。こういった中なぜ、移住者獲得のライバルになると思うんですけれども、このような県を含めた 4 県が合同で移住相談・セミナーを開催するのか、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

広瀬地域創生・人口対策課長 この 4 県合同移住セミナーというものは、漠然と移住に興味を持っており、移住先が絞り切れていないという方を主なターゲットとしております。このため、この 4 県は、首都圏に近いということ、また自然が豊かで山岳地域を抱えているといった共通点も多く、移住希望者に人気のあるエリアでもあります。そこで、移住先などは決まっていなくても移住に興味を持っているという方の集客については非常に効果的であると考えておまして、最終的には移住につながるということが期待されると考えております。

本セミナーでは、多くの集客が見込める中で、本県といたしましては、4 県の中でも 1 人でも多くの方に本県を移住先として選んでいただければ、本県の魅力の効果的な発信に努めてまいりたいと考えております。

卯月委員 ありがとうございます。集客が見込めて効果的であるというお答えでしたので、ぜひともそういったライバルの中でも山梨県独自のよさを PR してほしいなと思います。

それで、このチラシにもありますけれども、昨年度の開催の実績と効果はどうだったのか。そしてまた、今年度はまたこれと変わった何か企画があるのか、どういった内容で実施するのかお聞かせいただきたいと思います。

広瀬地域創生・人口対策課長 昨年度のセミナーの全体の参加者は90組146名でありました。その中で、本県のブースには25組の相談の実績がございました。効果といたしましては、移住は相談を受けてすぐに実績に結びつくものではないと考えておりますけれども、ブースで相談を受けたその25組の中で6組が後日改めてやまなし暮らし支援センターを訪れておりまして相談をしているというところから、一定の成果があったものと考えております。

また、本年度の事業内容につきましては、昨年度と同様に8月11日の山の日に開催を予定しております。内容につきましても、昨年度のセミナー、相談会等が非常に好評を得たというところから、昨年度とほぼ同様に実施する方向で検討、調整を行っておるところでございます。

卯月委員 先ほども言いましたけれども、昨年を上回るような、146名25組ですか、それを上回るようなぜひ効果を期待したいと思えます。

この予算については、4県ということですが、単独で負担するわけじゃないと思えますが、この負担割合をお聞かせ願いたいと思えます。

広瀬地域創生・人口対策課長 予算につきましては幹事県である本県が単独で計上しておりますけれども、事業費につきましては4県が均等に負担することといたしております。現在、3県からの収入分につきましては、諸収入として154万4,000円を計上しておるところでございます。

臼井委員 こういった予算を計上するときは、やっぱり過去の実績、こういったことをいつごろから始めたか、これはまだ2度目なんだろうけれども、移住の実績等を示してもらわないと検討のしようがない。過去の移住の実績というものは手元に持ってない？

広瀬地域創生・人口対策課長 移住者の把握につきましては、やまなし暮らし支援センターを通じた相談件数と移住決定者数を把握しており、平成25年度につきましては、相談件数は1,742件、移住決定者数は52人22組でございます。平成26年度につきましては、相談件数が2,075件、移住決定者数が100組199人でございます。平成27年度につきましては、相談件数が2,445件、移住決定者数が108組210人。昨年度28年度につきましては、相談件数が2,986件、移住決定者数が91組154名でございます。

臼井委員 いや、だから、あなたね、そういったものを資料として提出すべきだよ。

ともかく私はちょっと部長に尋ねるけれども、例えば部長ね、東京行くと、窓をあけると隣のうちに手が届くような、そういう過密の住宅状況というか、住居実態というのが現実にある。例えば東京の23区でなくても、八王子や国立なんかにもそういうところはいっぱいあるんです。要するに、消防車も救急車も入らないようなところがいっぱいある。かといって、山梨はもう人口減少で本当に大きな悩みを持っている。この人口減少にどうやってストップかけるかというのは相当大胆な、自然減だとか社会減だとかってそんなこといくら言ってみたって、もう本当に人口減少に歯どめがかからない。

そういう中で、私は例えば、東京都はきのう選挙が終わったばかりでなかなかごたごたしているんでしょうけれども、私は2月の代表質問で東京都との広域連合ということにたしか言及しているはずなんだけれども、あるいは東京都ってその場面で言葉は使わなかったかもしれませんが、ともかく広域連合と

いうものは、総合的に考えていくべきだということを、私は思いがあって実は提起したんです。だから、本来は、例えば私どもが東京ブランドと一緒にあって、山梨県が東京都に入っていくようなことになって、これは現行法の法律でできるんです。道州制というのは現行法の法律ではできないけれども、我が山梨が東京と一緒になるということは、本県の議会、東京の議会が議決をして、国の承認を得ればできるんです。

東京ブランドにしがみついている人たちが、山梨県というと、どうしてもやっぱり、生活レベルの問題も、例えば人というのは、御主人が転勤であっても、奥さんが子供を連れてなかなか山梨へ来ないというのはどういうことが原因かといいますと、教育や福祉や医療や文化のレベルが低いところには人は来ないと、こういうことを言うんです。だけど、今の本県は、別に教育や医療や福祉や文化のレベルが大東京に比べてそんなに大きな乖離があるとは思わない。医療だって、きのうも何か問題を起こしたようだけでも、率直に言って、山梨大学にしても、あるいは県立病院にしても、相当のレベルの医療機関だと私は認識している。

そういう意味で、本当はあの過密の東京から10万でも20万でも山梨へ来ていただくと。ともかく率の上では耕作放棄地は長崎県の次に山梨が多いとも言われている。かといって、いくら耕作放棄地は農地だからといって、農業をする人がいない以上は、何かやっぱり地目を変えて、あるいは都市計画を考えていろいろなことをする。山梨県の人口対策というものを、失礼だけでも、年間50人や100人の移住をいくら進めてみても、率直に言って限度がある。いつか石原前都知事は、山梨は東京近郊で最後に残されている宝庫なんだと、私はアイメッセで石原元都知事からこういう言葉を伺いました。千葉や埼玉や、あるいは神奈川県はもう余裕がないと。東京にとっても山梨は首都圏に残された最後の宝庫だと。ここは絶対に住まいにするにしても何にしても山梨はいいんだということを石原元知事はおっしゃっていました。

そういう意味で、移住の問題、我々が東京都と一緒になるなんていうことは今現在直ちに想定できる問題じゃない。東京は今言ったように生活に、救急車も入らない、消防車も入らない、現実にやっぱり生活に困っている。経済的に困っているかどうかは別として、そういう生活環境に困っている人というのは大勢いるはずですよ。そういう中で、こんなに東京は至近距離だし、我々は将来の想定としては東京都とは一緒になってもいいんだぐらいの思いを持ちながら、東京あたりとしっかり交渉の緒につくというぐらいの強い思いがないと。ピーク時89万を超えたという山梨県が今83万未満になってしまっているという状況を考えましたときも、ともかくちょっとやそっとの移住対策で人口問題がクリアできるなんて思ったら大間違い。こういうことをやっちゃいけないと言っているんじゃないですよ。こういうことはこういうことでそれは地道な活動としてやるべきことだけでも、もっと大胆な移住対策を真剣に。

今も東京都の安藤副知事、上野原出身の方ですが、我々も議員外交というか、議員同士でいろいろな話をしていく。私は既に二、三年前の東京都の都議会の自民党幹事長の吉原さんとこういう話を都議会に行ってわざわざしたことがあります。なかなか彼はその場面であんまり関心を持たなかったけれども、彼は町田の男ですから過密に住んでいる男じゃないんだけど。

人口減少というのは経済規模をますます縮小して、もう山梨県で何屋さんをしても全く将来の見込みが立たないと、極端なこと言うとそういうことを言われておる山梨なんです、残念ながら。鳥取のように60万切ったようなところは別として、その鳥取も今は、京都、兵庫を中に挟んでいるけれども、大阪と広域連合を組んでいるんです。有名な、全国で一番年少な知事、若い知事だと

言われる何とかという知事はそういう努力をしているんです。そういう意味で、この人口問題、移住問題については、相当大胆な努力というか、そういう思いを持ってこれを進めていかないととても社会減、自然減を補うほどの移住なんていうことはもう本当に夢だけに終わると、私はそういうことを強く感じるんです。だから、担当部長は、県庁で仕事しているだけだとは言いたくないけれども、言いませんが、もっと表に打って出て、山梨県の人口対策を真剣に考えてもらいたいなと思いますが、いかがですか。

市川総合政策部長 人口減少問題、これについて大胆な方策を講ずべきだという委員の御指摘でございます。私ども、この問題は県庁でも最重要課題という認識をしております。これまでも全庁的に取り組んでいるところでございます。単に私どもの部ということではなくて、当然、就職、教育、今、委員御指摘のとおり、各課にわたって取り組むべき課題ということでしてきているわけでございます。これについてはまだまだ努力不足の点もございますし、私自身も、今委員からの御指摘ございましたとおり、もう少し前へ出ていくということは肝に銘じてさせていただきたいと存じます。

今の委員のお話にもございましたとおり、東京圏に比べまして、山梨県におきましては環境もすばらしいと思っておりますし、教育、保健についても決して引けをとっているわけではないということでございます。保育の待機児童ゼロということもございまして、子育て問題につきましても全国トップレベルでの施策を講じていると思っておりますが、そのあたりがまだまだPRが足りないということはあるかと存じます。

私どもが、まさに井の中のカワズで、いくらトップレベルと言っているけれども、これが相手に響かなければならないと思っておりますので、ここはさらに強力にPRしていくということは必要だろうと思っております。その一環としてこの移住セミナー等があるわけでございますが、それ以外にも、まさに子育て世代の移住をどうしていくかということにつきましても意を用いているつもりでございます。例えば今の情報の進歩する中で、人気のプロガーに本県の子育ての施設にお越しただいて、その情報を発信していただくといったことも考えております。山梨県の情報がまだまだPRが足りないということについては今後もまた力を入れていきたいと思っておりますし、今、委員御指摘のさらに大胆な方策ということにつきましても不断にまた考えてまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(富士山来訪者戦略について)

早川委員 大きく分けて2つです。まず御案内のように夏山シーズンが到来して、富士山も7月1日に開山しましたので、まず富士山に関して何点か聞きます。

まず世界遺産富士山として、来訪者戦略という重要な課題があると思うんです。それについて、昨年ユネスコに出された来訪者戦略、ここに素案があるんですけれども、この中で、私自身、来訪者戦略って、イコール登山者の数を決

めるというイメージがあるんですけども、実はこれ見てみると、そうじゃなくいろいろな要素をイコモスは要望していて、その中に例えば信仰のイメージ、安全とか環境保全だけじゃなくて、信仰を守らなければいけないとかあると思うんです。

ちょっと地元のことを言うと、吉田口の登山道を麓から登るということがこういう要素に入っていることは非常にうれしく思っているんですけども、大切なことは、どうしても数を決めるというイメージが、そこに報道の人がいるんですけども、見出しを見ると3,000人、4,000人、地元で聞くと、4,000人を超えたらそれ以上登れないと、そういう数を決めるみたいなイメージがあることが実際なんです。ですから、もう一度、大切な来訪者戦略に対して考え方とか内容を改めてまずお伺いします。

入倉世界遺産富士山課長 世界遺産の登録時に、来訪者管理について課題を指摘されたところでございます。その後地元関係者等と協議をした中で、来訪者管理の目標を3つ掲げたところでございます。1つ目が文化的伝統の継承、2つ目が良好な景観の維持、3つ目が登山の安全性・快適性の確保でございます。それぞれに具体的な管理目標を設定いたしまして、その目標に向けまして対策をとる。それで、毎年、目標達成に向かって進んでいるのか、それとも後退しているのかをチェックしていこうというものです。例えば文化的伝統の継承という目標を達成するために、ただいま御指摘のありました山麓からの登山者の割合のほかにも、山小屋に宿泊して御来光を見る登山者の割合といった管理目標もございません。同様に登山者数につきましては、登山の安全性・快適性の確保という目標を達成するために、毎年目標達成状況をチェックしていくこととなりますので、おっしゃるとおり、何らかの登山者数を決めて、その数を1名でも超過したら直ちに登山させないといったような措置をとるものではございません。

早川委員 登山者数だけのものじゃないという、いろいろなさまざまな要素があるということですけども、それで、イコモスに来年提出しなければいけない大切な調査の3年目になって、その3年目の調査、今年の夏に当たっては、前々回のを総合的に判断してやっていくということなんですけれども、今回の調査が一番重要だと思うんです。この夏の調査のポイントと、私は、それが終わったら、どうしても議論がおくれてしまうと思うので、終わったらすぐ、また今のうちからさまざまな要素も入れながら議論していくべきだと思うんですが、調査のポイントと、スケジュール観を教えてくださいませんか。

入倉世界遺産富士山課長 来年12月1日までにユネスコの世界遺産センターへ保全状況報告書を提出するわけですけども、その提出期限を考えますと、今夏の調査を終了した後は速やかに対応していかなければならないと考えております。今夏の調査のポイントですけども、過去2年間アンケート調査や混雑状況を客観的に把握しようと思い調査をしまいいりました。その中には、登山者にGPSロガーを配りましてデータをとったところでございます。この2年間のデータに加えて、今年はより客観性のあるもの、よりわかりやすく関係者等に説明できるようなデータのとり方をしようと考えておまして、非常に大切な期間、夏山だと思っております。調査が8月、夏山で終わりますので、来年12月1日までの報告書の提出に対して、速やかに本格的な協議を学識経験者や地元関係者と重ねてまいりまして、来年の3月までにはこれらの管理目標等について取りまとめを行っていきたくと考えております。

早川委員

どうしても勘違いされるのは、1日全体で数を決めるということなんですけれども、データによると、例えば吉田口から須走口の合流点より上のところがお盆だけ混んでいるという。私はべたで人数を決めるというよりも、問題解決は特定の時間とか特定の場所ということも必要だと思うんです。べたで登山者を減らすというのは、これはある意味、山小屋の方とか登山で生計を立てている人の生業を誤解される観点もあるので、1日の登山者数を決めることも大切だけど、それプラス何か表現をつけ加えないと。別に昼間の登山者数は減らさなくても、これ、実際混んでないんですよね。それはまた調査に出ていると思うので、その辺に必要な表現を私はやっていかないと大きな誤解が生じるんだと思うんですけれども、それについていかがでしょうか。

入倉世界遺産富士山課長 御指摘のとおり、1日当たりの登山者数が平均的に減りましても、9合目付近を含めまして週末の御来光前後数時間の混雑は解消されない認識をしております。したがって、1日当たりの登山者数につきましては、平均に登山者数が減るというイメージではなくて、特定の日とか特定の時間、特定の場所の混雑の解決につながるようなメッセージが山小屋さん等はじめ関係者に正確に伝わるような表現方法をすることが大変重要なポイントになってくるものと考えております。現在、静岡県、文化庁、環境省、また専門家とその表現につきましては知恵を絞って協議を重ねているところでございます。

早川委員

ぜひお願いします。

富士山についてもう1点だけ、ちょっと視点を変えてですね。7月1日金曜日に開山して、私も5合目に行った、職員の方、本当に御苦労さまです。それで、予算にあったかな、スバルロッジという、県の予算を使って解体をするんですけれども、実はそこが頂上とか8合目に行かなくても御来光が見えるところのポイントになっていました。重要な観光の拠点になっていた、それが解体されてしまうと、5合目の御来光観光ができなくなってしまいます。皆さんに聞くと新しく高い建物を建てられないと思うので、私は、ちょっと軽率かもしれないんですけれども、ある程度木を切らないと大切な5合目の御来光の観光がなくなってしまうので、その点について環境省に木を切っていただくように要望したいんですけれども、その点いかがでしょうか。

入倉世界遺産富士山課長 スバルロッジの跡地の整備につきましては、多くの来訪者が富士山と向き合って、御来光などを通して富士山の神聖さや美しさを実感できる場所にしなければならない、またしたいと考えております。具体的な跡地の整備の計画は、今後関係者を含めて十分話し合ったいと思いますけれども、提案された樹木の伐採についても、今後検討していく選択肢の1つにしていきたいと考えております。

(オリンピック事前合宿の誘致状況について)

早川委員

ぜひお願いします。

もう1つだけ、課を変えて。今度、オリンピックについてなんですけれども、知事の所信で今回出てきた、予算は前回だと思うんですけれども、フランスにトップセールスに行って、各市町村長も連れていくということなんですけれども、既に富士吉田のフランスのラグビーという部分はある程度内定しているんですけれども、そのほかについてもさまざま私もサポートをさせていただいているところです。例えば富士河口湖町のフランスのトライアスロンとか、忍野村のフランスのバスケットがあると思うんですけれども、そろそろ具体的な動

きがあると思います。また、出さなければいけないと思うんですけれども、その辺について今の現状を教えてくださいたいと思います。

落合国際総合戦略室長 誘致状況についてのお尋ねでございます。ラグビー以外につきましては、富士河口湖町と鳴沢村で進めておりますトライアスロンにつきましては、5月に視察に参りまして、今後、基本協定、実際にやるということの内容とする最後の詰めを今行っているところでございます。それから、忍野村で進めておりますバスケットボールについてでございますけれども、こちらにつきましては、今月中にも現地視察をするべく、現地の関係者と今、最終的な調整を行っているところでございまして、トップセールスでこういったところにつきましては確実に詰めていきたいというふうに考えてございます。

早川委員 ぜひ徐々に具体的な成果を出していただきたいと思います。それで、これ大切なことは、常々申し上げているんですけれども、オリンピックを、キャンプ地の誘致だけじゃなくて、教育とか観光とか文化とかに進めてつなげていきたいと思うんですけれども、とりわけわかりやすいのはインバウンド観光だと思うんです。合宿のキャンプ地に来る人たち、周りだけじゃなくて、隣の東京に来る、またはその前後にいろいろな人たちが来るので、今回知事が行ったときに、スポーツ関係者ということだけでなく、観光のマスで山梨県に来てもらうというような、そういう何かアプローチが必要だと思うんです。ただキャンプ地に行ってスポーツ関係者と会うよりも、大きい観光の締結をしてくるとか、例えばこっちに来たらSNSで打ってもらうような締結をしてくるとか、山梨県として山梨県全体に観光客が来るような、ヨーロッパ、フランスの観光客が来るようなそういう取り組みについて必要だと思うんですけれども、何か戦略があるんでしょうか、お伺いします。

落合国際総合戦略室長 御指摘の点でございますけれども、フランスでは、オリンピックやラグビーのワールドカップといったような大きなスポーツイベントを対象としたスポーツツーリズムのエージェントがあるようでございます。それは例えばフランスラグビー協会であったり、フランスのオリンピック委員会といった公的機関から認証あるいはパートナー協定みたいなものを締結しているといったようなスポーツエージェントがあるようでございます。そういったところと意見交換、情報交換がこのセールス期間中に設けられるよう、今調整を行っているところでございます。そういったところと話し合いをして情報を得ることによりまして、オリンピックを契機としたインバウンドツーリズムが振興するように戦略的な取り組みを進めていきたいと考えてございます。

早川委員 フランスはじめヨーロッパの部分は、私は息の長い観光につながると思うので、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

最後に、ヨーロッパということで、フランスだけでなくドイツも決まっていると思います。重なりますけれども、文化とか食とかも含めて、ヨーロッパは非常にいいターゲットになると思っています。そこで、ほかにイングランド、アイルランド、いろいろなヨーロッパの情報が飛び交っているんですけれども、フランス、ドイツ以外のヨーロッパに対する今の現状、取り組みをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

落合国際総合戦略室長 フランス以外のヨーロッパ諸国ということでございますけれども、4月にチェコのオリンピック委員会が本県の視察にまいりまして、現在そのフォ

ローアップをしているところでございます。そのほか、2月に1度アイルランドのオリンピック委員会から問い合わせがございまして、こちらのほうでプレゼンテーションをさせていただきました。甲府市で今アイルランドのほうにつきましましては関心を持っておりまして、近々アイルランドオリンピック委員会と接触をして誘致活動を進めるといふうに伺っておりますので、我々もそれを強かに支援してまいりたいと考えてございます。

(ボランティアセンターについて)

清水委員

ボランティアセンターについてお尋ねしたいと思います。昨年、今の防災新館のところにボランティアセンターが移管して1年とちょっとたったわけなんですけれども、当初移管するときに、あそこはみんな一緒に寄っちゃばっていろいろ打ち合わせしたり、活動したりするところがなくて、あんなところじゃだめじゃんけとかいう地理的な問題とか、いろいろな課題がいっぱい出たんですね。それから1年たって、その後そういった課題がどんな形で解決されているのかということと、まだ残っているとしたらどういう問題が今残っているかということについてお尋ねしたいと思います。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) センターにつきましては、平成27年度にボランティア協会、それから、県社協ともどもお話し合いをされた結果、センターに求められる機能につきまして、その充実を図るために、ボランティア情報の集積や発信、それから、ネットワークの構築などに重点を置き、防災新館におきまして、昨年度については、情報ネットの改修とか、隣の生涯学習推進センターと連携したネットワークを構築するための交流会などを行ってきたところでございます。県民が気軽に立ち寄れる防災新館の立地でありますので、ついでに立ち寄ることができるというような方もふえてきたということを知っているところでございます。

(ボランティアの活用について)

清水委員

ボランティア活動というのは、これから高齢化社会を迎える中でますますその重要性が出てくると思います。先ほどの早川さんの質問とも関連するんですけれども、特に2020年オリンピックを控えていて、その事前合宿とかそういうものが頻りにこれから出てくるんですね。そういうときには、やっぱり地域の人との触れ合いという機能はすごい重要であって、その人が、その結果が今後の山梨県のあり方にかかなり影響するかなと私も思っているんです。実は私、甲斐市の地元で、JRでリュックをしょって他県から来る人に、「明治天皇のお休みどころはどこですか」とお話を伺って、「いや、これはこうでこうで。暑いからちょっとお茶でも1杯」とこういう話になると、それがきっかけでこここの家と家のつながりができて、向こうへ遊びに行ったり、向こうから特産品を送ってきたりという、そういうことが実際あるんです。

今回オリンピックを控えて、事前合宿なんて、まさにそういう大きな機会がいっぱい目の前に転がっていると思うんです。ですから、ボランティアというのが、今までのボランティアという考えじゃなくて、もっと広く、山梨県民全員がどうやっておもてなしをするかという、そういう意味のボランティア活動ってすごい重要かなと思うんです。そのためには、山梨県、皆さんだけが仕事をするんじゃないで、各市町村にいろいろな役割分担をどうやって受け持ってもらおうかというようなこともすごい重要だと思います。そういった事前合宿を含めた各市町村との連携、あるいはおもてなしの計画というか、お考えをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

落合国際総合戦略室長 オリンピックの事前合宿における広い意味でのボランティアの活用ということのお尋ねでございます。市町村との連携につきまして、今年度の当初予算で予算を認めていただきまして、事前合宿の受け入れセミナーをこの夏に開催する予定でございます。9月にやる方向で今、調整をしているところであります。その中では、計画的にボランティアを育成するというところで、既に2015年に国際大会の事前合宿を受け入れた先進自治体の方に講師として来ていただきます。また一方では、そういった事前合宿、ボランティアの育成とかでノウハウを持っている旅行のエージェント会社みたいなところに講師として来ていただきまして、市町村の方を対象に、ボランティアをどういうふうな形で育成していったらいいのか、どのぐらい期間が必要なのかといったようなことにつきましてお話をいただきまして、できればその地域の皆さん方がこぞってオリンピックに参加する意識なども涵養しながら、ボランティアに参加していただくようなことで養成計画を進めておるところでございます。

(リンケージ人口について)

小越委員

大きく4点お伺いします。まず最初にリンケージ人口についてお伺いします。今年29年5月に山梨リンケージ調査結果概要を出されました。例えばクラインガルテン利用者の方々に対するアンケート調査がありまして、その最後のところに、「山梨県への移住を考えているか」、母数281に対して、「はい」という方101、35.9%、「わからない」42.3%、「いいえ」16.0%でした。それから、山梨県出身者の帰属意識調査、アンケートですね。山梨県出身者の方々ですけれども、「山梨県に帰ってきたいと思うか」というところがありましたけれども、それによりますと、山梨県に戻りたいと思っている方が全体の12.5%ということで非常に少なくなっております。このリンケージ調査の結果について、どのように今、分析されているかまずお伺いします。

広瀬地域創生・人口対策課長 委員御指摘のやまなしリンケージ調査の結果につきましては、昨年の8月の下旬から12月中旬にかけて実施されたものでございます。内容につきましては、委員御指摘のとおりさまざまな考え方等もありますけれども、私どもとしましては、調査期間が短かったというところ、あるいは対象者が少なかったというところもございまして、この調査につきましては、また本年度継続的に期間調査を行っていく予定としております。その調査結果を踏まえまして、詳細に分析を行ってまいりたいと考えております。

小越委員

例えば山梨県出身者の帰属意識アンケートは、こんなに少ないのかなと思ひましてびっくりしたんです。もっと帰ってきたい人がいっぱいいるかと思って見ましたら、調査の対象者そのものが、304人中、回答者の半数以上が70歳以上なんです。どこに頼んだかということ、山梨県人会連合会会員の皆さんに頼んだ。なので、70歳以上の方が半分以上だと。304の回答数のうち70歳代の方が116と。20代、30代は、20代はゼロ、30代3人、40代5人というだけで、これはこのアンケートの結果を見てどう使うかというのは非常にどうかと思うんです。何年前に離れたんですかということ、50年前ですか、何しに山梨に来たんですか、墓参りとか、山梨に住んでいる人は誰ですか、いとことか、もううちがないとか。この県人会の方々をお願いするのも何ですけれども、20代、30代、40代、先ほども若い方々は、県人会だけじゃなく、例えばほかの課かもしれませんが、大学に行った、東海大学とか日大とかに頼んで、追跡調査、そういうこともしないと、この帰属意識のア

ンケートが生きてこないと思うんです。お墓参りに来る方もいるとは思いますが、そこが山梨に帰ってきた一番の理由ではなくて、もっと違うものが出るような対象者、アンケートのとり方が必要だと思うんですけれども、今年もやるということになりますと、どんなふうにする予定でしょうか。

広瀬地域創生・人口対策課長 まさに小越委員御指摘のとおり、県人会の会員の年齢につきましては高齢者が多いということを私どもも認識しております。そこで、県人会の会員に継続的に同じ調査をするかどうかということも含めまして、対象については今後検討してまいりたいと考えております。

(県立大学の授業料減免について)

小越委員 次に、県立大学の学費のことについてお伺いします。県立大学では、平成 22 年後期から入学料・授業料の減免制度を導入していると聞いております。それで、まず実績をお伺いしたいんです。わかる範囲で構いませんけれども、減免してほしいという申請者数、それから、全額免除の人数、半額免除の方、そして、学生に対する割合、どのように推移されているのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 県立大学の授業料減免のお尋ねでございます。平成 28 年度は 220 件の申請がございまして、全額免除が 7 件、半額免除が 176 件で、183 件の減免を行いました。申請件数に対しては 83% が減免の対象になったところでございます。減免額は総額で 2,545 万 1,000 円でございます。生徒の数というよりも、定員に基づく収入が幾らあったか、それに対する減免はどのぐらいしているかというのを減免率と称しているんですが、この減免率は 4.4% ございました。

小越委員 4.4%、全国の公立大学とほぼ大体並んだ。前は 2.2% だったという指摘をされています。ちなみに、山梨大学では、平成 22 年は学生数に対して全額免除の割合が 4.3%、半額が 23.4%、全学生に対して 27.7%。その後、減ってはきているんですけれども、平成 27 年度でいきますと、全額免除が 463 人、半額 305 人、全学生数に対して 19.4% という。山梨県立大学の学生の数と違うかもしれませんが、県立大学が少ないと思うんですね。4.4%。それは県立大学の評価委員の先生方もそう指摘しております。運営費交付金について、設置団体、すなわち、山梨県と協議して、運営費交付金を授業料減額に措置するというをしたと聞いておるんですけれども、現在、運営費交付金積立、目的積立金を合わせて、当期純利益を合わせて 8,311 万円あります。この財源を使ってさらに減免枠、授業料減免などをつくるという予定はあるのでしょうか。

井上私学・科学振興課長 平成 27 年度までの第 1 期中期計画において、大学側では経営努力によりまして 8,311 万円余の繰越金が確保できております。これを財源にいたしまして、平成 28 年度の第 2 期中期計画におきましては、計画の中で、4.4% 以上の授業料減免率を目指すとしておりまして、今年度平成 29 年度につきましては、昨年度を 0.6 ポイントを上回る 5% の減免が可能となるような予算を大学側では措置しているところでございます。

小越委員 ぜひその枠をふやしていただきたい。今、子供の貧困の問題、とりわけ大学の授業料の高いのが目立っております。

(県立大学の入学料について)

もう1つ、評価委員の先生の中でも、優秀な学生を集めたいものの、隣の長野県は、県立短大から今年4年制に移行し、長野県から入学者、志願数が減るのではないかとということも心配されております。あわせて、経済的負担の問題があると言われております。県立大学の授業料は、平成28年度53万5,800円、これは国立大学と同じです。しかし、入学金がとても高いと私は思っております。県内出身者の場合28万2,000円、県外からの方は47万円です。授業料と合わせると、初年度納入金が県内では81万7,800円、県外からの方は100万円を超えるんです。ここに後援会費とかが入るんですけども。ちなみに、山梨大学教育学部は、県内外問わず、入学金は一律28万2,000円です。都留文科大学は、県外者でも入学金が28万2,000円です。県外者と比較すると、県立大学は100万円、片や都留文大は80万円なんです。ほかの公立大学と比べても、ほかの全国の公立大学は、入学金のところで、50万円というところもありますけれども、それは医学部とか薬学部とか医療関係が多いんですけども、入学金47万円って高いと思うんです。この入学金の減免をしていく、もっと安くしていく、その方向はないんでしょうか。

井上私学・科学振興課長 入学料につきましては、県内在住者は国立大学入学の標準額と同額にしているところです。一方で、県外からの方につきましては、大学運営に対しまして県民の負担からなる多額の運営費交付金を交付しているため、他県から入学される学生にも一定の負担を求めているものでございまして、他県の公立大学におきましてもこうした入学料に差を設けている例は多いと承知しているところでございます。

小越委員 そうはいつでも、47万という数字は高いんですね。ほかのところ、長野県の看護学部は28万のままです。岐阜県の県立大学は33万です。ほかの県に比べても、長野県の大学が4年制になりますと、どうやって今後、志願者・入学者を確保するかという点からも、授業料の減免、先ほど5%に拡大するとありましたけれども、入学金についてもぜひ検討いただきたいと思えます。

(リニアの防音・防災フードの設置について)

次に、リニアの問題についてお伺いいたします。リニア駅周辺整備、それと、防音の話です。私、2月議会のときにリニアの騒音の問題でお伺いしましたところ、リニア局長が本会議でも御答弁いただきましたのでお伺いします。防音フードをつけてほしいという声が挙がっておりまして、このままでいくと70デシベルを超えるというふうに言われておりました。2月議会のときその当時のリニアの局長は、JR東海にこの防音の問題、騒音の問題を要請、見える化よりも騒音問題を重視するという答弁がありました。また、中道の住民の方々、富士川町の住民の方々からそれぞれ、フードをつけるようにと要請が来ております。さて、山梨県そのようにおっしゃいましたので、JR東海にこれまで防音フードをつけてほしいとどのぐらい要請をまずされたんでしょうか。

深澤リニア推進課長 防音・防災フードの設置につきまして、確かに住民の方々からさまざまな声があるということで承知はしてございます。JR東海への要望でございましてけれども、要望と申しますか、要請でございまして、もちろん局長はじめとするトップレベルの方、JR東海の皆さん方との意見交換とか、我々事務方の通常の打ち合わせ等日々行われているわけではございますが、そういった中でJR東海に対しましては、環境保全とか安全対策、日々要請を行っているところ

でございます。

小越委員 防音フードをつけてくれと県からJR東海に正式に要請したんですか。

深澤リニア推進課長 防音フードの設置につきまして、設置してくれという要望はいたしておりません。ただ、先ほど委員から御指摘ございましたように、いわゆる生活環境の影響を極力軽減をいたしまして、環境保全に努めるよう要請はしてございます。基本的に防音フードの設置は要請してございません。

小越委員 じゃ、どうやって環境保全をするということが出来るんですか。防音フードがない限り、70デシベルを超えるとJR東海も言っているわけですよね。認めているわけです。じゃ、どうやったら環境を守るようにということが出来るんですか。それはJR東海がどうやって答えているんですか。

深澤リニア推進課長 いずれにしましてもJR東海が最終的にはさまざま、環境影響とかそういったものを勘案する中で決定するものでございますけれども、県として決定するものではございませんので、我々としては、そういった声をJR東海に届ける中で、やはり先ほどと同じ回答になりますけれども、生活環境の影響を極力低減して、環境保全に努めていただきたいという要請を行っているところでございます。

小越委員 だから、環境影響評価調査のところに、自治体から見えるようにしてほしいと、そういうふうに書かれているわけですよね。それは言ったの、県ですよね。甲府市の市議会で聞きましたら、甲府市とすれば、甲府市議会では言っていない。県から、見えるようにしてほしいと。だったら、防音フードじゃなくて、見えるようにするには、壁しかだめだということになりますよね。だったら、この環境影響評価調査を、ここ書き直してくれと、防音フードにしてくれと言わない限り、70デシベルを超えてしまうんじゃないですか。なぜそれを言わないんですか。

深澤リニア推進課長 先ほど来お答えさせていただいていますように、我々のほうから見えるようにしてくれという話はしてございません。ただ、経済団体等から、やはり観光振興の面ということで配慮をお願いしたいという部分があったので、当時、いわゆる透明フードの設置、そういったものについて要望した経緯はございます。

小越委員 堂々めぐりになりますけれども、県として防音フードをつけるべきだというふうな態度がないということが明らかになりましたので、これは住民側にとってみても、県が何も考えていないということが明らかになりました。ひどい話だと思います。JR東海にも要望に行っていないということですよね。

(リニア駅周辺整備について)

もう一つ、リニア駅周辺整備についてお伺いします。球技場の話の中で知事が、球技場の候補地として、リニアの駅の周辺については大半が球技場と、それから、駐車場になってしまうと、ここが大半になってしまうのがなものであるというふうにお話がありました。Jリーグの試合は、再三言うように20日ぐらいしかないわけです。ほとんどがあいたままになってしまう。この使われ方でよいのかと知事が言っていましたけれども、それは前からわかっ

ていたと思うんです。最初からここにつくるとなったら、20日ぐらいしか使わないんだから、300日ぐらいがらんどくなるということは百もわかっていながら、どうしてリニアの駅周辺のリニアの駅前に球技場をという案が出たんでしょうか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 総合球技場につきましては、委員御指摘のとおり、球技を主なものとして利用する球技場でございます。Jリーグにつきましては年間二十数試合でございますが、今現在、小瀬陸上競技場におきましても、平成28年度ですと36試合程度、サッカー、それから、ラグビー、アメリカンフットボールが行われている状況でございます。ただ、これはその他陸上競技等の調整の中でこの日数になっておりますので、総合球技場専用となれば、これ以上の利用が可能だと考えております。

小越委員 このこのところにわざわざ観光・交流・産業振興エリアと書いてあるにもかかわらず、そこにぼんと総合球技場を入れるということ自体、そもそも観光・交流・産業振興エリアには何か案があったんでしょうか。たまたま球技場という話が湧いて、このワードが入ったというふうにしかならないんですけれども、どう考えているんですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 観光・交流・産業振興エリアにつきましては、従前から観光サービス等の情報を提供する機能、また、物販等の機能、またイベント交流というような形で多くのお客様に来ていただく機能、それから、産業振興の機能という中で、総合球技場につきましては、多くのお客様に来ていただける交流機能として考えられていたものと承知しております。

小越委員 この観光・交流振興エリアというところで何がどうできるのかこれから決めていくかもしれませんが、これ、リニア中央新幹線のパンフレットですよ。ここに、7,000万人の大交流リニア都市圏ということで、今までは新幹線の代替施設と書いてありましたが、今は全然違いますよね。この東京、名古屋、関西圏の3大都市圏を結ぶ、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引きつけるスーパーメガリージョンを形成する、これしか書いていないわけです。今までの代替施設ということは、防災なんか1つも書いていない。

この中で、リニア新幹線実現の経済効果、リニア中央新幹線実現による1年当たりの便益、山梨県は、長野県と合わせて800億円です。多いなと思ったんですけれども、全国7,100億円に対して800億円です。もう1つ、リニア中央新幹線実現1年当たりの生産額の変化、これ、山梨県と長野県合わせて300億円です。全体は8,700億円です。こう見ますと、山梨県、長野県合わせて、全体のほんとは数%のわけです。本当にこのリニアの駅の周辺整備によってそんなにお金が落ちるとは、このパンフレット、県が発行してあるやつですよ。ここに書いてあるとおりだとすると、リニア駅の周辺整備、リニアによってそのような便益がたくさん来るとお考えなんじゃないでしょうか。今までの経済効果とこの数字が違うんじゃないですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 ただいま委員がお示されたのは、1都9県の期成同盟会で作成されたパンフレットと承知しております。その中で出ております経済波及効果、便益につきましては、時間短縮効果によってそれぞれの県でどれだけの経済波及効果があるかということでございます。ちなみに、本県でいいますと、今まで1時間半かかっていた東京までが25分になることによる時間短縮

の便益を人口等で推計したものと承知しておりますので、一般的な駅周辺整備の経済波及効果とはまた異なるものと認識をしております。

小越委員

最後に、スタジアムの問題についてお伺いいたします。昨年の総務委員会の中で、桜本議員がヴァンフォーレ甲府の試合21試合をやったときに、30万円ほどしか利益が上がっていないと発言されておりました。私も体協さんに行って確認してまいりましたところ、27年度ヴァンフォーレ甲府の試合に要する経費は、27年度実績ですけれども、利用料収入が639万7,620円。内訳として、施設使用料260万6,030円、設備使用料379万1,590円。これに対して経費が608万4,337円。電気、水道、芝管理とか入っています。これを見て、639万から608万を引いて31万3,283円の利益というか出ています。

これを見ますと、収支が合っているからこれでいいじゃないかと思ったら、違うんですね。この経費の中に人件費は1円も入っておりません。ヴァンフォーレの試合に関する経費だけなので、そもそもこのスタジアムの管理の運営のお金が入っておりません。スタジアム管理費が入っていないわけです。ほかの県を見ますと、検討委員会の資料によりますと、3つのA、B、Cスタジアム、ここによりますと、主な支出の経費は大体どこも1億6,000万、1億7,200万、1億5,000万と、1億6,000万ぐらい、2万人の規模で経費がかかっていると。そうなりますと、山梨県もほぼこれと同じ経費がかかると思われます。そして、ほかの県でも、収入から支出を引いて約6,000万、4,000万が赤字となり、税金で埋めているとこの前も説明がありました。

そこで、中銀スタジアムの収入のことをお伺いしました。中銀スタジアムの収入は幾らか。この資料によりますと、施設使用料、広告料1,500万円、ネーミングライツ2,000万円、3,500万円しかありません。ほかのスタジアムは1億とかあるんですね。9,400万、1億1,000万、1億1,000万。何で山梨県がこんなに少ないのかと思ってお聞きしました。そうしましたら、中銀スタジアムのヴァンフォーレ甲府の施設の使用料は、プロリーグのプロの利用料金ではなく、アマチュアスポーツの料金をいただいていると。

これを見ましたら、小瀬スポーツ公園利用料を見ますと、中銀スタジアムの利用料は、アマチュアスポーツの場合は最高9万7,200円です。しかし、アマチュアスポーツ以外の場合は売上総額の5%、最低でも38万8,800円になっています。しかし、山梨県の場合は、ヴァンフォーレ甲府の試合については9万7,200円、これを適用しているとお聞きしました。体協さんからも聞きました。

なので、ざっと計算すると、中銀スタジアムの施設使用料、まあ、広告料も入っていますから少し違うんですけれども、1,500万円ぐらい少ないのが。ほかの県が6,200万とか8,000万とあるんですね、A、B、Cスタジアムについて。中銀だけ1,500万ということでめちゃくちゃ少ないんです。これはどうしてかと聞きましたら、平成13年にヴァンフォーレ甲府の経営に関する主要株主の申し合わせというところで、山梨県と甲府市と韮崎市と山日YBSグループが申し合わせをしまして、この中でヴァンフォーレ甲府の施設の利用料を軽減、山梨県はヴァンフォーレ甲府の経営状況を踏まえ、スタジアム使用料減免を検討するというふうになっております。平成13年ですね。これがずっと生きていくというふうになっているんですけれども、新しいスタジアムをつくるときに、そしてこれからもですけれども、今後もこの減免規定を、9万7,200円で、アマスポーツ料金で行くのでしょうか。

遠藤委員長　　今の質問ですが、教育委員会のほうとダブるような部分もあると思うんですが、この所管で答えられる部分だけお答えいただけますでしょうか。

三井県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）　ヴァンフォーレ甲府につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、平成13年の主要株主4者の申し合わせによりまして、小瀬陸上競技場の減免をいただいているところでございます。現在の状況につきましては、やはり経営状況を踏まえまして、昨年度も減免をいただいているところでございます。

小越委員　　新しい球技場をつくる場合にこの経費の問題が出てくるわけです。収入の問題。そうしますと、ヴァンフォーレ甲府側とこの問題について話し合いがされているのでしょうか。ヴァンフォーレ甲府側から言われているのでしょうか。

三井県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱）　ヴァンフォーレ甲府の減免につきましては、毎年の経営状況を踏まえながら減免をするかどうかという判断をしておりますので、昨年度、今年度につきましては経営状況を踏まえましてまだ減免を措置しているところでございます。

小越委員　　ヴァンフォーレ甲府のホームページを見ますと、去年は、ざっと、全部で入場料収入として1億2,470万円と書いてあります。これに5%掛けますと600万ちょっとですよね。実は設備使用料も、小瀬はプロの場合は2倍料金をいただくのを、ヴァンフォーレ甲府は2倍いただいていないので、その2倍のところを掛けますと、設備使用料が大体379万円ですから七、八百万円。足し算しますと、今でも1,400万円から1,500万円ぐらいヴァンフォーレ甲府に応援しているわけですよね、私たち県民として。

それはヴァンフォーレ甲府の経営も大変だし、私たち応援したいという意味でこれからももしかしたら減免を使っていくかもしれないんですけども、そうしますと、新しい球技場をつくるときに、中銀スタジアムの1,500万円、ネーミングライツ3,500万円、ほとんど今と変わらないわけです。ネーミングライツが1億円とか2億円とか来ると違うかもしれませんがけれども、もし1億6,000万円経費を全部、何とか試合で埋めようとする、2万人しかスタジアムに入れませんから、2万人に今のお金を掛けたとしても、とても払い切れない。無理だと思うんです。中銀スタジアムのところもそのまま残していかなきゃ。陸上競技場のトラックありますから。もう1つ同じように、今でも1億円ぐらい出しているわけですよね、赤字をつくって、2,000万円ぐらいヴァンフォーレを応援しているとなりますと、2つのスタジアムを山梨県が持つていくことができるのでしょうか。どうお考えですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長　　まず総合球技場につきましては、陸上競技場では味わうことのできない臨場感の中でのハイレベルな競技を行う施設としての活用をする中で、きちんと管理運営を図る中で進めてまいりたいと思っております。また、御指摘の陸上競技場でございますけれども、これまでJリーグの試合、また芝生の管理等により開催できなかった小中学校等の大会、またイベント等がかなりあると承知しております。これらのイベント等に活用できる施設として、それぞれの特性を生かした活用方法で両施設を維持してまいりたいと考えております。

小越委員　　湘南ベルマーレも、スタジアム利用料年間3,000万円ぐらい減免している

ので、私はヴァンフォーレ甲府を応援する立場からそういうこともいいかと思うんですけども、そうはいつでも、2つのスタジアムをこれから経営していくことができるのかとっているわけです。小瀬の周辺ということも言われておりまして、先日の説明会の中でも、都市公園法によって助成、金額補助が来るというお話がありました。施設整備として費用の2分の1、用地取得で3分の1とありますけれども、都市公園というのはそもそも公共の福祉の増進が目的であるというふうになっております。専らプロスポーツチームのものに用いるのはよくない、除くとなっています。そうしますと、都市公園として小瀬の周辺に整備するとなると、都市公園法の、専らプロスポーツチームのものに用いるのを除くというのに抵触するんじゃないでしょうか。いかがですか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 都市公園法の解釈はそのようでございますけれども、ヴァンフォーレ甲府の専用スタジアムではございません。こちらにつきましては、ヴァンフォーレ以外のプロスポーツ以外につきましても開催する予定でございますので、そのような形で抵触するというふうには理解しておりません。

小越委員 最後に私もう1回聞きたいんですけども、今なぜ総合球技場というか、これ、スタジアムですよ。グラウンドじゃなくて、屋根付きのスタジアムをつくるというわけです。なぜ今、スタジアムの建設をせねばならないのかわからないのです。どうしてそれが狙上にとってやっているんでしょうか。

石寺リニア環境未来都市推進室長 総合球技場は、全国規模のスポーツ大会等の会場となりまして、県民に夢と希望を与える場となるとともに、交流人口の拡大や地域経済の波及効果を創出し、スポーツ振興のみならず、地域振興を図る重要な役割を果たすものと期待しております。そのような中で、これまで10万人近い県民の皆様からの署名が県に提出されているところでもあり、リニア環境未来都市整備地域内に整備していくことの検討を進めているところでございます。

小越委員 本会議の中では、例えば八ヶ岳のスケートセンターの問題が出ました。50メートル屋内プールの問題も出ました。そのときの答弁は、利用見込みがどうなるのか、財政見込みがどうなるか検討すると言ったんです。しかし、この総合スタジアムについては、利用見込みも財政見込みも言わないまま、建設するというだけで進んでいるわけです。そんなのあり得ませんよ。特にこれだけの費用がかかる。Jリーグのほうも、建設費用だけではなく、ランニングコストをしっかりと見ると。これからスタジアムのところで整備がどんどん更新されていく可能性がある。30年、50年じゃなくて、どんどん作りかえなきゃならないということもJリーグの方が指摘しているわけです。スタジアムをつくるに当たって。だったら、やはりこの八ヶ岳のスケートセンター、50メートルプールも言っているみたいに、利用予測や建設費用やランニングコストを県民にしっかりと示すべきではありませんか。2つも持てるのかと、山梨県として。そこのお考えを聞きたいと思います。

石寺リニア環境未来都市推進室長 収支見込みにつきましては、具体的な整備内容や運営方法、また建設費が決まっておりませんので、現在のところ算出できておりませんが、今後整備内容が決まるに従いまして、県議会、また県民の皆様はその都度丁寧に御説明しながら進めてまいりたいと考えております。

(休 憩)

(結婚支援事業について)

白井委員 5月21日の新聞に、都道府県の結婚支援事業について、山梨県の結婚支援事業、これ、例えば山梨のやっている出会いサポートセンターのことなのかもしれませんが、山梨では24組が結婚したと。例えば山梨県の同規模県というか、山梨県よりおそらく人口は少ないんじゃないかな、愛媛県は789組とか、茨城県は1,775組とか。何で山梨がこんなに少ないのか知らないが、おそらく共同通信が都道府県を調べた結果だというんだけど、まずこの24組というのはどういう数字なのかを担当課長教えてください。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 24組につきましては、出会いサポートセンターの会員さん同士で結婚された方の数でございます。

白井委員 これは何? サポートセンターは既に三、四年たっていると思うんだけど、その三、四年のトータルなの?

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) はい、そうです。

白井委員 あなた、こういうの見たことあるかい? この新聞を。他県は皆、何百なんて書いとるけれども、これは他県と危機感が違うの?

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 調査の方法は、これまでの都道府県の結婚事業で結婚された方の数と聞いております。他県の状況を調べてみましたら、他県では、市町村でやられている結婚相談で結婚された方も入れているところがあるということで、それぞれ他県の捉え方がいろいろでございます。山梨県の場合は出会いサポートセンターで結婚された方の数ということでお答えをしましたけれども、他県ではいろいろ数値のとり方がさまざまですので、なかなか難しい面がございます。

白井委員 そこで、今、山梨県で婚活関係について委託をしているやまなし出会いサポートセンター、いわゆる法人連合会。これ以外には県行政としてはこういった事業は他にはないんですか。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 県でやっているものにつきましては出会いサポートセンターのみでございますけれども、あと、市町村のほうで結婚相談を受けているところもございます。

白井委員 これは、3年だか4年だと思うけれども、今までトータルでどのぐらい、これは法人会連合会に対する委託事業なんだろうね、どのぐらいのお金をかけた結果がこの24組なの?

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 平成27年1月からでございますけれども、26年度から28年度のトータルとしまして、法人会連合会さんに委託した費用につきましては大体1,500万円ぐらいでございます。

白井委員 1,500万で24組というのは決してそんなに優れた数字でないよな。それ、認識はどういう認識なの?

三井県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 平成27年1月から始めておりますが、平成27年度に結婚された方は6組でございまして、平成28年度末に16組にふえたところでございます。ですので、費用対効果でなかなか難しいところはありますけれども、それなりの成果は上げているのかなとは考えております。

白井委員 実私、一昨年ごろだったかな、当時の新井副知事に、県庁は何千人って職員がいるんだから、その職員にメールでもして、結婚をしようとかそういった、全県下の若者が結婚したくなるようなフレーズを県庁の職員全員にメールして募集したらどうかと提案したんです。そしたら、県庁職員から377点が応募されてきたと。そして、新井副知事のもとで優秀作品を5つ私のところに言ってきた。「ひとりもんよりふたりもん」、「いつかじゃない 今この一歩で幸せな未来を」、「二人で歩む幸せ」、「お帰りと 言ってくれる 君がいる」、「さあ、帰ろう。待ってる人がいる」。率直に言いまして、残念ながら全くフレーズとしてはピンとこない。

そういう中で何か、少子化というのは、失礼があったらこれはぜひ、変な意味で言っているんじゃないが、例えば非婚だとか晩婚だとか離婚、これ全て個人の自由です。個人の自由ではあるけども、こういったことが私は少子化の最大の原因だと思うんです。そういう意味で何とか、結婚をしたいな、しようという気持ちに若い皆さんがなってもらうには、やっぱり呼びかけることが大事だと。

私のところに親子で相談に来た人がいたので、私はこの出会いサポートへ入って何とか探したらどうかと言ったら、たしか1万円だったけ、これの会費は。その人は高過ぎると言うんだよね。人生1万円で決まるんだったら大変安いと思うけれども、その親子は高いとそういう言い方をしていました。高いか安いかわかりませんが、ともかく残念ながら1,500万円の費用対効果はあまりにも低いと言わざるを得ない、24組ぐらいでは。そういう中で、もっといるいると考えたらどうか。これだけ少子化で困る困ると言って大きなことを声高に騒いだり、訴えたり、叫んだりしているわけだから。

そういう意味で私は、例えばこのフレーズも、県庁の皆さんに頼んだら、悪いけども、「ひとりもんよりふたりもん」だなんてあんまりピンとこないようなフレーズだ。これが一番最初に書いてきているんだ。新井さんが書いたか、職員が書いたかわからないけども。そういう意味で、やっぱりこのワンフレーズというのはすごく印象に残るものでなければいけない。あるいは、その気持ちになろうとする、そういった心を引き出すようなフレーズでなければ意味がない。そのときのこのフレーズの活用方法、県の結婚支援事業の広報や啓発等に広く活用すると書いてあるんです。どこに活用しているのか例を教えてください。

三井県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） このフレーズにつきましては、県庁職員がメールを出すときに、3行広告といいまして、そこに、婚活を支援していますということでこのフレーズを後に書いて使っているところでございます。

白井委員 言っていることがわからない。

三井県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 済みません。県庁職員が外部の人にメールを送るときに、所属の誰々、私であれば、「県民生活・男女参画課 三井」というふうに書くんですけれども、そのところに一緒に「山梨県は婚活

を応援しています」ということでこのキャッチフレーズを入れてPRをしているというようなところでございます。

白井委員

私も県の職員からメールをもらったりすることあるけれども、こんなフレーズ見たことないよ。全然こんな入ってきてないよ。それはそういうことを希望したけれども、現実には実行されてないということじゃないの？ ともかく婚活を一生懸命しているようには残念ながら思えないんだよね、はっきり言って。この実績からいっても。3年間で1,500万からのお金を投資して、1,500万以上でしょう、お金を投資して、費用対効果を考えてみても、あまりにも残念な結果である。

こういうことを考えると、もっとやっぱりいろいろな知恵を發揮すればいいなと思うけれども、出会いサポートセンターのパンフレットを見ても、結婚したいななんていう気持ちを引き出せるようなパンフレットじゃないよ、はっきり言うけれども。若者の心を結婚に向けさせるような、たとえパンフレット1枚もそういう感じが残念ながらしない。そういう意味で、もうちょっとこれ、これだけ婚活をとか少子化と言って大合唱している割には成果が上がっていない。あるいはまた、難しいことであることは百もわかりますよ。百もわかるけれども、あまりにも残念な状況に今現在ある。

ぜひ結婚していただければ、少子化当然です。山梨県は別に待機児童が1人もいないわけじゃなし、しかもさっきも市川部長言ったな、子育て日本一だって。山梨はよく日本一と言うけれども、何が日本一か私は残念ながらさっぱりわからない、メニュー見ている限りではね。もっと日本一って、今も例えば言ったように、行政の事業によって茨城県は1,775組、兵庫県は1,301組、山梨県よりも小さな愛媛県が789組、長野県が761組、石川県が644組。何年間か私は知りません。例えば10年間としても山梨よりはるかに実績を上げている他県。何かそういう他県のことを参考にしている事実はあるの？

三井県民生活部次長（県民生活・男女参画課長事務取扱） 今、先生お話しいただいた愛媛県は先進県でございますので、山梨も今のシステムマッチングのシステムにつきましては愛媛県を参考にさせていただいたところでございます。

出会いサポートセンターにつきましては、なかなか周知が進んでいないということもございますので、昨年度から県民のボランティアを募りまして、出会いサポートセンターを隣近所の方、自治会の方とかいろいろなところで御紹介をしていただくボランティアを募集いたしまして、そういう方にもお願いをしております。あと、企業さんにつきましても、従業員さんの結婚を応援することで企業さんも募集いたしまして、出会いサポートセンターの周知にも御協力をいただいております。

あと、出会いサポートセンターにいる、結びつける、マッチングをする仲人みたいな方もいらっしゃるんですけども、その方々と、それから、地域でイベントでやられている方々と一緒に一堂に会しまして、皆さんで若者の結婚を応援するためにどういうことをしていったらいいんだというようなことを、昨年度から研修会、それから、意見交換会等を始めているところでございます。

白井委員

このことはこれで終わりますけれども、ともかくそんなにびっくりするようなお金がかかるわけじゃなし、フレーズを何とか専門家にでもお願いをして考えてもらって、本当に子育て日本一のメニューだと言うんだから、それにふさわしい結婚に対するサポートを行政が、行政がやる範囲というのはこれはおのず

から限界があることは当然承知しているけれども、もうちょっと工夫を凝らし、そして、フレーズも、さっき私があえて5つ言ったのは、どれ1つとっても、ああ、結婚したいなんて思うフレーズではない、残念ながら。そういう意味で、わかりやすく、しかもワンフレーズですから、ほんとに一言で、そして、山梨県民の合言葉にみんなのできるようなフレーズを、県庁職員は残念ながらこれ以上お願いしても無理だから、専門家をお願いをして。

そして、本当に、これだけ結婚サポートと言っているんだから、成果が上がらなかったら上がる方法を工夫するというのが普通は知恵だと思うよ。現実に3年か4年やって上がっていないんだから、残念ながら。お金はかけているけれども。そういう意味で、よく検討して、また我々に報告してください。

(リニアの建設に伴う用地買収について)

次に、リニアのことについて尋ねます。リニアの用買、JR東海から委託を受けている山梨県が、目標に対してどのぐらいの進捗率があるのか。目標がどのぐらいか私知りませんよ。目標を明らかにして、どのぐらいの進捗率なのかを教えてください。

深澤リニア推進課長 リニアの建設に伴う用地買収でございますけれども、現在JR東海が用地測量等行っておりまして、それを受けて最終的には山梨県が用地交渉に入っていくというようなスキームになってございます。現在のところ、営業線の分で38地区ございまして、そのうち、一応5地区につきまして、現在用地交渉等に入っておるといところでございます。この秋口ぐらいから用地測量の成果品と申しますか、そういったものが出来まいりますので、徐々にふえていくのではないかと考えておるところであります。

白井委員 用地事務所は去年からあるんだよね、たしか。そうでしょう？ 去年から用地事務所があって、まだ用買には一切入っていないということ？ 今のあなたの答えではそういう感じだけでも。

渡邊リニア交通局次長 リニア用地事務所では、現在のところ、14件ほどの用地につきましてその方々との交渉には入っておりますが、先ほど申し上げたように、JR東海のほうの用地測量の成果品を待って本格的に入るというような形になります。

白井委員 答えがよくわからないんだけど、14件ほど用買交渉をしているということ？ リニア事務所は去年からできて、今年は増員もして、しかも本庁のまさに用買のトップクラスを事務所に充てて、それでいまだ14件？ これは14件というのは、東海から要請されたもの全てなの？ どういう？ 私は、冒頭言っているように、どういう委託の状態で、進捗はどのような状態なのかと聞いているんだよ。リニア事務所というのは、用地を買収する、名称は用地事務所と言っているはずだけでも、去年から今年までまだ14件ぐらい？ 14件ということは、用地買収対象が14件しか決まってないということ？ よく答弁がわからない。

渡邊リニア交通局次長 先ほど申し上げましたように、用地事務所ではまず一番初めに中心線測量から始められ、それに伴いまして、その事業用地内の道路のつけかえの関係にまず立ち会っております。そして、それに基づきまして用地測量が始まります。それぞれの地権者の方の用地の面積等が固まってくるということになり、それに伴いまして、用地測量の成果品として土地調書あるいは物件調書ができ

上がります。この物件調書、土地調書を踏まえまして用地交渉に当たるといふ流れになります。現在、18地区についてJR東海のほうで用地測量を進めておりまして、これができ上がったところで本格的な用地交渉に入ります。先ほど申し上げましたのは、例えば地権者の方でちょっと離れているところに1軒ございまして、用地移転を速やかにしたいとかそういうような特殊な事情のある方につきまして交渉を進めさせていただいているというような状況になります。

白井委員　　じゃ、実質的に用地交渉は現在ほとんどしてないということなんだね。要するに、測量や何か、くい打ちか何か知りませんが、そういうものに立ち会ったりして、用地事務所とはいえ、渡邊所長のもとでやっている用地事務所は、実質的な用地交渉にはほとんど入ってないというのが実態ということなの？

渡邊リニア交通局次長　今申し上げたように、いわゆる成果品を踏まえての用地交渉等には本格的には入っておりません。その前段階で、地権者の方とお会いして、境界立ち会いをしたり、あるいはつけかえ協議について地元の方、市町村、地権者の方々と話し合いをするのに立ち会いながら進めているという状況でございます。

白井委員　　ともかく10年後と言われているリニアの開通というか、工事の竣工というかそういうものが、用買というのは2年3年当たり前みたいな感じがするんだけど、それで大丈夫ですかということをお聞きするんだけど、どうなんですか。もう尻は決まっているわけだ。10年後には、用地買収して、工事というようなプロセスがあるわけだけど、10年後それ大丈夫なの。別にあなたたちの責任というよりJR東海のことなんだろうけれども、それ見通して大丈夫なんですか、10年後に。

深澤リニア推進課長　委員おっしゃるとおり、大丈夫なのかということで、我々のほうもJRのほうに、できるだけ速やかに作業を進めるようにということでサポートをしながら懸命に今取り組んでいるところでございます。一応あと残り10年で開業という段階になってまいりまして、できる限り早くということで、できるだけ31年度ごろまでには何とかめどをつけていきたいということで懸命に取り組んでいきたいと考えてございます。

白井委員　　ともかく本当に私は10年後云々ということに対して気になるんです。用地買収ができれば、もうあとは工事するだけ。お金があれば工事ができるわけだから、用地買収が極めて肝要な作業だと思ふけれども、ぜひJR東海にも言ったりして強く要請してください。

その前提として、いつかも局長には言っておりますが、関係者がどうしてもリニアに試乗したいと。リニアに試乗もさせなくて、財産を提供してくれなないうことはおこがましい話だと多くの人たちが言っている。用地に関係する人たちがですよ。そうすると、JR側は、飯田も中津川もこれは公平にやらなきゃいかんと言っているとかいう話を仄聞していますが、山梨の場合は飯田や中津川とは全く違う。もう実験線から始まって何十年となくお金をかけ、県庁の皆さんが大変な労働を提供して、リニアには一生懸命実験線等に対して協力してきた歴史というのは、おそらくもう20年ぐらいなるんじゃないかな。そういう意味でよそとは違うということをJR東海自身がしっかりと認識しなきゃいかんと思ふけれども、こういう公の場で、岡局長、必ず山梨の場合は中津川や飯田と違いますよということをしっかりと説得力をもって、リニアに関係

する地権者とかいろいろな山梨県の関係者から出ているリニア実験線への試乗をとにかく可及的速やかに進めるようにやってほしいなということを再度公の場で強く望んでおきますが、いかがですか。

岡リニア交通局長 白井委員の御質問にお答えいたします。御指摘のとおり、沿線住民の皆様にはまずリニアに試乗していただくことは、理解をしていただきつつ、協力も得られるということのために非常に重要なことだと考えております。また、山梨県は、御指摘のとおり、実験線の開設以来もう何十年にわたって、他県とは異なる状況の中でリニアの建設にかかわってまいりました。さらに、他県に比べまして山梨は明かり区間が非常に長く20キロ近い明かり区間について用地買収を進めていかなければなりません。こうした委員の御指摘を踏まえまして、山梨県といたしましては、とにかく一刻も早く地元の沿線住民の皆さんの試乗を実現するようにこれまで以上に強く働きかけていく考えでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

(中央線の高速化の問題について)

白井委員 じゃ、中央線のことについて尋ねます。せんだって本会議で中央線の高速化の問題について質疑がありましたけれども、要するに、甲府 - 新宿の時間・距離を何としても短縮させなければいけないということで、E電の甲府駅までの延伸ということをお願いしているんですが、この間の答弁にも出ていない。E電を甲府まで延伸させて早朝甲府から出すには、一晩電車をとめなきゃならない。そのためのストックヤードを地元が用意しなければJR東日本は応えられないということを行っているという話を聞いていたんですが、知事や役所の皆さんの答弁では、そのことがあんまり、どこか置き去りにされて答えられていないけれども、そのことはいかがですか。

若尾交通政策課長 白井委員の御質問にお答えいたします。ストックヤードの話は、過去の検討の中で甲府駅または竜王駅に電車をとめておく場所を整備するのに2億とか6億とかという試算がございます。最近JR東日本と私どもが協議する中では、その整備の問題よりも、まずは中央線の利用者をふやすということを前提に取り組んだ上で、そちらの利便性のほうの話に持っていくというような、JRから厳しい対応をされているところでございます。

白井委員 いやいや、私が質問しているのは、ストックヤードを設けられないと早朝甲府の駅からスタートできないんだということをJR東日本がかつて来言っているようだけれども、そのことはどうなっているのと聞いているんだよ。役所の答弁はいつでも、利用者を確保しなきゃいかんから、会社や大学に利用してもらえようように一生懸命訴えているんだなんていうことをよく言うけれども、利用者がふえてもストックヤードがないと早朝スタートさせられないんだと。前の晩電車をこっちに持ってきて、ここにストックして、そして、朝スタートさせるんだと、このようにJR東日本は言っているということを私は聞いているわけだ。そうじゃないの？

若尾交通政策課長 過去の経緯の中でストックヤードの話がございました。それについて県としても、JR東日本のほうにそういう方法でいけないかという協議をしてきたところですが、その話は、今JR東日本のほうから、まずは利用者をふやすことが先決というような回答の中である意味でとまっている状況でございます。

臼井委員　　いやいや、最近の県の答弁では全く何がネックかということに対してストックヤードの問題が全く明らかにされていないから私はあえてこの場で確認をしているんだけど、じゃ、くどいようだけど、JR東日本は、利用者さえ確保できればストックヤードの問題はクリアできると言っているの？

若尾交通政策課長　中央線の利用者が毎年減ってきておりますので、まずはそれをふやすところから取り組んだ上で具体的な検討の話の段階に入っていくということになると思います。

臼井委員　　実は今度の八王子の支社長は、坂本さんといって高根の出身の人なんだよ、この間から赴任した人がね。だから、その人にも、山梨の出身だから、山梨を所管しているのは八王子支社だから、しっかり我々は我々なりに一生懸命お願いしたいなと思っているんだけど、そういうことをしっかり熟知していないと話ができないのであえて尋ねているんだけど、利用者がいなければJRはもうからないんだ、だから、利用者を探せと言うんだそうだけど、じゃ、例えば電車を一晩ストックさせるところがなくても、利用者を探せばオーケーなんだということだと理解していいわけ？

若尾交通政策課長　臼井先生が言われるように、利用者をふやせばすぐにそれでオーケーということではございません。それがまずベースにあって、次の段階の検討に入っていくということだと承知しております。

臼井委員　　これは私が捏造している話じゃなくて、正式にJR東日本から山梨にあった話なんだよ、ストックヤードをつくりなさいという話は。つくれば、対応、それが全てでないかもしれんけれども、つくれば検討できるということは、JR東日本から山梨に投げかけられている話なの。だけど、今、竜王の周辺でも、あるいは甲府の駅の周辺でも、御案内のとおり、甲府の駅の周辺は、労働局ができ、マンションができ、もう清算事業団が全部土地を売ってしまっているんだよ。だから、今から求めようと、ストックヤード用地なんてありませんよ、甲府の駅の周辺には。竜王も、私の知る限りではそんな余裕はないと思うよ。竜王の駅の、かつてはあったでしょうけれども、今何になっているかは私もよく承知はしていませんが。

そういう中で、何か定期券の補助をして電車に乗る人なんて一生懸命役所では言っているけれども、ストックヤードの問題が解決できるのかできないかということは、これはすごく大事な問題なんだよ、はっきり言うけどもね。これ、JRが何年も前にそのことは提起してきている問題だから。だけど、最近の県の答弁で一切そのことに触れられていないから私はきょうあえてこの場で質問しているんだけど、よくその点は、岡局長、確認したほうがいいと思うよ、今現のJRの考えをね。この問題は以上です。どうぞ答弁があったら。

岡リニア交通局長　中央線の利便性の向上につきましては、臼井委員御指摘のように、過去のJR東日本との協議の際に、一晩電車をとめておくヤード等の施設の整備の問題を議論していた時期がございました。しかし、その後さまざまな議論が続く中で、現時点でのJR東日本の考え方といたしましては、私どもの要望の実現が難しい順に申しますと、一番難しいのは早朝・深夜の特急の新設、2番目に難しいのがE電の甲府延伸、3番目に難しいのが、早朝の甲府発の東京行きの快速列車の新設、こういう順番でございますが、現時点でのJRの考え方は、まず一番困難度が低い早朝の快速の新設につきましても、それすら乗客が少な

過ぎて採算がとれないという指摘がございます。よって、まずは一番難易度の低い要望から実現に向けて協議をしていくための方策としまして、利用者の増加をするための施策をいろいろと考えて実行しているところでございます。それが実現した暁には、E電の甲府延伸とか、さらには複々線化の問題はございますが、特急の増設の問題等、山梨県の中央線に対するさまざまな要望の実現に向けたステップを段階的に実現していきたいと、こういうふうに考えております。

(出会いサポートセンターについて)

小越委員

女性議員として、出会いサポートセンターのところで少し確認させてください。出会いサポートセンターの実績を結婚のカップルの成立だけで見るとは間違いだと思います。子供を産むために結婚するものではありません。出会いサポートセンターにお伺い、そこでよく話を聞いてわかりました。結婚するために、出会いサポートセンターを訪れる方がほとんどです。その多くが男性です。65%が男の人、女の方は少ないです。男の人と女の人が出会う場がない。だから、男性は求めている。その場を設定しているのが出会いサポートセンターです。結婚するかどうかを強制されたくないというのは当然です。

この実績だけみると、結婚しろ結婚しろと民間の業者と同じようなことになってしまいます。そうじゃなくて、男性の方はここで、どうやったら女性と話ができるのか、どうやったら場を持つことできるのか、それを学んでいただいて、それを勉強していただいて実践していく、それをサポートしていく、それが出会いサポートセンターです。結婚の数が何人だとか、それで子供を産んだとかってそういうことをしていると、女性は誰も見向きもしません。女性議員として、子供を産むために結婚サポートセンターではなくて、私は出会いの数とか、どうやったらカップルがうまくできるのか、それをサポートする、それが出会いサポートセンターだと思うんですが、お考えを聞きたいと思います。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 小越委員のおっしゃるとおりだと思います。

(「おっしゃるとおりか」 の声あり)

小越委員

当たり前です。

三井県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 私も女性ですので、意見には賛成です。今、確かに出会いサポートセンターは、出会いを提供しておりますので、1つの指標とすれば、成婚というのが確かにあると思います。あまり成婚の数を前に出していないのはそういうことがあってなんですけれども、この目標値としましては、いかに登録の方をふやすかというのを目標に置いておりまして、その成果として個人の選択で成婚というのが出てくることだと思っています。

ただ、登録の方、今、小越委員からも御指摘があったように女性が少ないという現状でございます。男性7割に対しまして女性が3割ぐらいの数になっておりますので、県といたしましても、女性の多い職場に働きかけて御登録をお願いするとか、そういったことをしているところでございます。

出会いサポートセンターにおいては、やはりどうやったら女性と話ができるのか、男性と話ができるのかというようなところの御相談にも乗ったり、あと、出会いサポートセンターの事業とは別に、結婚を志望されている方々に対しての勉強会、セミナーの開催等を行って支援をしているところでございます。決

して結婚をしろというお話ではありませんが、ただ、1つ成果とすると、一番わかりやすいのがその数になっておりますので、こういう形で出てくるのはいたし方ないのかなと思っております。

小越委員 結婚した数だけを追うのではなくて、登録されている方々をどのようにふやすのか、そして、どのようなサポートが必要なのか、そこをやっぱりやっていただきたいと思います。子供を産むために、子供がちゃんと生まれるためには結婚しなきゃならない、だから、結婚サポートセンターだというようなことを言っていると女性は登録しないと思いますので、ぜひそこは男性だけじゃなく、女性の立場からも。とりわけ自立して仕事しようと思っている女性はすごく多いです。結婚して子供産むというふうに男性の方は思うかもしれませんがけれども、多くの若い女性は、キャリアを持って仕事をして、すてきな人と出会ってとなります。子供が先じゃないんです。そこをしっかりと見定めないと、出会いサポートセンターをつくっても、若い女性は登録しませんよ、子供を産むためだみたいなことを言っていると。ぜひそこは結婚してというところだけを見ないで、出会いの数をするのか、そこを指標に実績というふうにカウントしていただきたいと思います。

白井委員 あなたこれ見てごらん下さい。

小越委員 見ました、私も。

白井委員 結婚を誠実に希望する20歳以上の独身の方ならどなたでも会員になれます。終わりに、御結婚して、そして、退会してくださいと書いてあるんだよ。結婚が目的なんだよ。どんな偏見で物言っているか知らんけれども、おかしいぞ。

小越委員 そうなの、私にそういう言い方おかしいんじゃないですか。そんなような意見を私にどうして言うんですか。

白井委員 サポートセンターはそういうところだよ。

小越委員 いや、私は違うと言っていますから、それは意見が違うだけです。それを言わないでください。偏見じゃない。

(中央線について)

宮本副委員長 私の周りに、30代後半で結婚したい女性が10人ぐらいいるので、ぜひそれを出会いサポートセンターに紹介し上げたいなということを前置きさせていただきまして、中央線に関して1点だけ、質問させていただきたいんです。以前ちょっとお話ししたこととか、聞かせていただいたことがあると思うんですけども、1枠だけ買うことはできないかと。要するに、損益分岐点があると思うんです、1両編成において。3両なのか、5両なのか6両なのかかわからないですけども。そこに税金を投入するのか、あるいは民間から出資を集めて、1年間JRといわゆる契約を県として結んで、そこに対して、損益分岐点のそれよりプラスアルファの部分は必ず保証すると。そのかわり、例えば終電なのか、あるいは始発なのか、始発は高尾から東京駅間の混雑ぶりの問題もあると思うんですけども。その意味で県として、そういうのが必要だと思っている民間の企業さんを集めて、そこから出資してもらって、ある意味枠として1編成を買うといった発想はできないのでしょうか。

若尾交通政策課長　今の御提案はまた検討させていただきたいと思いますが、JR東日本では、試行的に例えば夜の特急を走らせてみて、季節的に乗車状況を見るということもしていただいております。今、先生がおっしゃられたのが特急のことなのか、ほかのことも含めてなのか、いろいろ状況があると思うんですが、特急については、先ほど局長が言いましたとおり、都内の混雑状況が非常にあるものですから、複々線化の問題もあるのですが、夜であれば過去において試行的にやったことがあるんですけども、そのときにはあまり乗車がなくて採算性が合わないという話は聞いております。ただ、それは状況を見ましてまた試行を繰り返していただけるようなお話もありますので、その辺は私どもがお金を出してやるというよりも、JRも営業といいますか、経営ですので、そういう中で取り組んでいただける部分もあるのかなと思っております。

宮本副委員長　できればもちろん当然、早朝6時、7時台にこっちを出て、せめて8時台の前半に新宿に着くものがベストなんですけれども、あとは、上りの終電が例えば9時5分、8分でしたっけ、その話もありますし、もしそういった、とりわけ優先順位が向こうとしては難しい部分の中で折り合いがつくところを、例えばお座敷列車とか、あとは、今、「四季島」とかあいった特別の、要するに、お座敷列車なんてある意味お金を出して買うわけですよ、その枠を。それと同じような形でやってみるのもありかなということをお願いしつつ、特にこれ質問じゃないですけども、御検討いただければということ。終わります。

主な質疑等 総務部関係

第 50 号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件

質疑

大柴委員 1 点だけ教えてください。内容のところの 2 の条例改正の内容のところ、平成 34 年 3 月 31 日まで、雇用情勢が厳しい地域に居住すると。どういうところなんですか、それ。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） これは全国のハローワークの管内の中で雇用状況を見て国のほうで決めておりまして、現状では、北海道の紋別のハローワークと、青森の五所川原のハローワークのこの 2 カ所だけが指定されております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 52 号 山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例中改正の件

質疑

宮本副委員長 すごい長い条例の名前で、専決事項で既に決まっているということなんですが、幾つか質問させていただければと思います。この 2 の条例改正の内容の(1)の個人県民税に係る調整控除の見直しということで、こちら今、配偶者控除と配偶者特別控除、そして、調整控除とあるんですが、これを行った場合、当然県税に影響があると思うんですが、税収への影響はいかほどかということをまずお伺いしたいと思います。

保坂税務課長 今回の見直しでは、増税と減税の双方がありますが、減税の影響のほうが大きい関係から 8,700 万円程度の減収になると見込んでおります。ただ、この減収分につきましては、国が全額国費で補填することとしております。

宮本副委員長 わかりました。

次に、この下の(3)の不動産取得税における課税標準の特例措置の見直しというところで、家庭的保育事業、その後、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業とあるんですが、これは一体どういう保育事業なのかという点と、実際こういうものをやるということなんですけれども、そういった関連の施設というのは山梨県内にあるのか、それをお伺いしたいと思います。

保坂税務課長 まずこれら 3 事業はどのような事業かという御質問でございます。まず家庭的保育事業でございますが、これは例えば自宅の 1 階などに保育スペースを設置しまして、少人数、定員 5 人以下でございますが、児童を預かりまして、家庭的な雰囲気大切にしながら、きめ細かな保育を行うという事業でございます。

す。これは現在、北杜市に 1 施設あると承知しております。

続いて、次の居宅訪問型保育事業でございますが、これは障害とか疾患等で個別のケアが必要な、集団保育が極めて困難であると認められる児童につきまして、保護者の自宅で 1 対 1 のきめ細かな保育を行う事業でございます。こちらにつきましては、現在のところ、認可を受けた事業所は県内にはないと承知しております。

最後に事業所内保育事業ですが、これは主に従業員の子供ですが、そのほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供するという事業でございます。現在、富士河口湖町に 1 施設あると承知しております。

宮本副委員長 家庭的保育事業の北杜市にあるところの名前を教えてもらってもよろしいですか。もし名前がついているのならば。

保坂税務課長 北杜市小淵沢町にありますグレースハウスという施設でございます。

宮本副委員長 最後に、同じ(3)のところなんですけど、下から 2 行目の当該家屋の 3 分の 2 相当の額を控除するという話が、これ、3 分の 2 税金を安くするというふうにして取れるんですけど、3 分の 2 の上限があるのはなぜなのか、3 分の 2 相当というのはなぜなのかというか、その理由を教えてくださいと思います。

保坂税務課長 実はこれまでも課税標準の特例措置がございまして、27 年の税制改正で変わったものですが、これまでは全国一律で 2 分の 1 の減税というものが、今回の税制改正によりまして都道府県の裁量が認められまして、3 分の 1 から 3 分の 2 の範囲内で定めることができると。これはいわゆるわがまち特例と呼ばれる制度の 1 つでございます。これにつきましては、日本一健やかに子供を育てやまなしの実現に向けまして、子育て支援策の充実に取り組むためには、事業者を支援するため、減税の拡大が適当とすると福祉保健部からの意見もございまして、地方税法で定められました減税の上限であります 3 分の 2 を採用するというところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 53 号 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑

卯月委員 今回の説明で、課税免除ゼロ円ということで非常にありがたい条例だと思うんですけども、その業種について、今の説明で、これまで製造業、旅館業、コールセンターとおっしゃいましたけれども、それぞれの業種ごとにここ最近の実績についてまず聞きたいと思います。

保坂税務課長 最近の実績ということで、過去 3 年間の実績について御説明いたします。まず業種でございますが、全て製造業でございます。旅館業、コールセンターは実績がございません。平成 26 年度ですが、全部で 7 件 4,400 万円、27 年度は同じく 7 件で 3,300 万円、28 年度が 6 件で 1,900 万円というわけ

けでございますので、平均しますと1年間で件数は7年、課税免除額は3,200万円ということになります。

卯月委員 今回のこの改正で農林水産物等販売業が加わって、コールセンターが外れたという御説明でしたけれども、まず農林水産物等販売業は具体的に何を指すのかを教えてくださいたいのと、そしてまた、何でこれが加わって、コールセンターが外れたのか、その理由についてもお聞かせください。

保坂税務課長 3つお尋ねをいただいたところでございます。まず1つ目ですが、そもそも農林水産物等販売業とは何かということでございます。これは過疎地域内において生産された農林水産物やその農林水産物を原材料として製造・加工・調理したものを店舗におきまして主に観光客など他の地域の人に販売する事業のことでございます。具体的には、道の駅のような販売施設が該当するのではないかと認識しております。

次に、この農林水産物等販売業が加わった理由でございますが、これはこの業が地域資源を活用した産業振興につながることで、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、農林水産業の成長産業化が掲げられておまして、6次産業の市場規模拡大が目標として設定されていることなどというふうに承知しております。

最後に、コールセンターが外れた理由でございます。これはもともと22年度の税制改正で追加されたものでございますが、本県でも全く適用がなかったものですが、全国的にも全く1件も適用がなかったということから今回外れたものと承知しております。

卯月委員 ありがとうございます。具体的に道の駅的なことだと思いますけれども、御案内のとおり、車での観光客が非常に多い本県の特徴から非常にありがたいのかなと思います。それと、今、カスタマーセンターは適用がゼロということだったけれども、こういったカスタマーセンターとか、コールセンター、またヘルプデスク、それとかまた、ちょっと違うかもしれないですけども、計算センターとかこういった業種については、初期投資が非常に安くて、情報通信手段、例えば簡単に言うと、電話回線と光回線とがあれば簡単に開業にできるのかなとか、移転もできるのかなと思うんですね。全国的にも少ないということでしたけれども、ちょっと所管が違いますけれども、ぜひともこういったところは企業誘致という面でもまた別の部分でいろいろな発言をさせていただきたいと思います。それに加えて、こういった行政支援もありますから、非常にありがたいところだと思いますけれども、ちょっと不思議に感じました。ほかについてはわかりました。

それと、初めに聞けばよかったんですけども、過疎地域、これは山梨県だとどこを指すのか、教えてくださいたいよろしいでしょうか。

保坂税務課長 県内で過疎地域に指定されております市町村は15市町村でございます。市町村の区域全域が指定されているところもありますが、その一部というところもでございます。具体的には、甲府市ですと旧上九一色村の区域、山梨市ですと牧丘・三富村区域、南アルプス市が芦安の区域、北杜市が須玉・白州・武川区域、笛吹市が芦川村区域、甲州市が大和村区域、以上の6市でございます。市川三郷、早川、身延、南部、富士川町が旧鰍沢区域、富士河口湖町が旧上九一色の区域、町が6町。あとは、道志、小菅、丹波山の3村でございます。

卯月委員 大月市が入っていないのはありがたいことなのか、助成が受けられないから寂しいのか、わかりました。こういった今言った過疎地域において、農林水産物を加工して道の駅等の店舗で販売すれば、継続的に所得とか雇用を確保できると思いますので、地域資源の活用として非常に期待をできると思います。そのために、こういった事業者の方々に改正内容を、知らない人も多いと思いますので、周知すること、徹底することが必要だと思いますけれども、そういった周知をどういうふうに図っていくのかを最後に聞きたいと思います。お願いします。

保坂税務課長 周知の方法ということでございます。県のホームページに掲載することはもちろんでございますが、この特別措置につきましては、市町村の固定資産税部分につきましてもあります。こちらはそれぞれの市町村におきまして、同様の特別措置の条例の改正作業が進んでいると承知しておりますので、これらの関係市町村と連携する、また、農政部とか産業労働部など関係する部局とも情報共有を図りながら、連携・協力しまして周知を図ってまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 55 号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑

(防災基本条例検討費について)

宮本副委員長 防2の防災対策費の防災基本条例検討費についてお伺いしたいと思います。こちらに地域における防災力向上を図るため、自助・公助・共助とあるんですが、当然、防災に関して自助・共助の部分が大事だということはよく認識しているんですが、この自助・共助というところで、県としてこれまで自助・共助を促すためのこういった取り組みをしてきたのかまず伺います。

小澤防災危機管理課長 自助・共助の取り組みについてでございますけれども、災害発生時には、みずからがみずからの命を守る自助が非常に大切でございます。県では、災害に対する心構え等を中心のテーマといたしました県政出張講座や防災講演会、並びに防災安全センターによる防災知識の普及啓発、防災に関するリーフレットの配布など、住民の自助の知識の普及啓発に取り組んでまいっております。あわせて、共助につきましては、共助を支える自主防災組織の中心的な役割を担うことができる人材を育成するために、平成17年度より自主防災組織の役員等を対象とした地域防災リーダーの養成や、平成25年度からは防災士養成講座などに取り組んでおります。

宮本副委員長 条例についてなんですが、検討会議を開催し、条例をこれからつくるということですが、今この条例をつくるという、その理由というか、何ゆえこのタイミングなのかということをお伺いしたいと思います。

小澤防災危機管理課長 条例を今なぜつくるかということでございますけれども、先ほど言いましたとおり、地域防災リーダーを中心に、地域では防災マップづくりや防災への備え、防災訓練が進められるなど、防災に関するさまざまな取り組みが活性化してきております。また、本年度はさらに、熊本地震での教訓を踏まえまして、各市町村において、地域が主体となった避難所運営マニュアルの策定や住民レベルの防災訓練が行われるなど、県民の防災意識は従前にも増して高まってきているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、これからも県を挙げて自助・共助・公助が一体となった防災対策を総合的に推進していくため、防災基本条例の制定に向けた検討をさせていただきたいということでございます。

宮本副委員長 ありがとうございます。今、熊本で去年発生した震災の話があったかと思うんですが、たしか県から2名ですかね、派遣をされて、1カ月近く熊本に入っていたと記憶しているんですが、とりわけ報道メディアによれば、物流の混乱、全国からすく物資が行ったけれども、その受け入れの態勢がままならずとして、結果として食料品だったら腐ってしまったりとか、届かないといったことが非常にあったことを記憶しています。派遣された方々はそういったこともノウハウとして学んでこられて、当然県の条例に生かしていきたくらうと思っているところなんですけれども、どういう内容、章立てでつくっていくのかお伺いしたいと思います。

小澤防災危機管理課長 条例の中身、構成ということでございますが、まずは自助・共助の役割と、県でいいます公助の責務を明らかにしていきたいと思っております。それとあわせて、災害予防対策、応急対策、災害復旧対策など、それぞれの時点に応じた各主体の取り組みを基本条例で制定していきたいと考えております。

宮本副委員長 先ほどの繰り返しになりますけれども、物流で混乱があったことなどは、条例に盛り込めるかどうかは別として、体制としてぜひ熊本震災という直近の事例を参考にしつつつくっていただきたいことをお願いし、この条例制定で今後の山梨の防災対策はどうなっていくのか、最後にお伺いして質問を終わります。

小澤防災危機管理課長 条例を制定させていただきまして、これまで以上に自助・共助・公助が一体となって防災対策を総合的に推進していきたいと思っております。先ほど物流ということでお話ございましたけれども、物流につきましては、昨年度末にやはり山梨県においてもそういった物流の体制をしっかりと整備する必要があるのではないかということで、物流に対する骨子をまとめさせていただきました。現在、それに基づきまして、物流の拠点の検証等を行っているところでございます。宮本副委員長のお話にありまして、そういった公助の部分も条例のほうには、具体的にどのように記載していくかということはこれから検討させていただきたいと思っておりますけれども、あわせてそういうものについても検討はしていきたいと思っております。

(消防団加入促進事業費について)

大柴委員 防3ページのマル臨の消防団加入促進事業費について伺います。消防団員の確保を図るために、女性や若者等の加入を促進する取り組みを行うと。事業内容で、普及啓発動画の作成とPRイベントの開催とあるのですが、PRイベントは、先ほどのヴァンフォーレとかでやるとのこと。サッカーを見に来た人に

は、よほどのことをやらないと興味を持たれないと思います。若者に受ける動画でないとしたらと思うのですが、もう少し詳しくその辺を教えてください。

内藤消防保安課長 消防団加入促進事業につきましては、消防団への加入促進を目的としまして、2つの事業で組み立ててございます。1つ目は、ヴァンフォーレ甲府のホームタウンゲームにおけるPR活動でございます。具体的には、8月にホームタウン市町村の協力のもと、団員募集のための啓発物品の配布や、女性消防団員の活躍を紹介するパネルの展示・掲出を行うとともに、ハーフタイムには、消防団員等が横断幕を掲げまして場内を1周したり、先ほどもご質問にありましたが、新たに募集用動画を制作しますが、そちらを大型スクリーンにおいて上映するなど、幅広い層に向けて消防団活動の魅力を発信していきたいと思っております。委員がおっしゃるように、若者、女性等の注目を引ける動画の作成に取り組んでまいりたいと思います。

もう1つは、大型商業施設におけるPR活動でございます。こちらも消防団への関心を高めてもらうため、女性団員などによるトークイベント、パネルによる女性や若者等の消防団活動の様子を紹介、それから、親子で参加できる消防体験などを通じて、直接的により深く消防団活動の魅力を伝えていきたいと考えております。

大柴委員 私も消防団を25年ぐらいやらせていただきましたけれども、なかなか魅力のあるというのは難しいと思うんです。やはり私も先輩方から言われてどうしても入らなければならなくなったというのが現状ですけども、そういうことを考えると、今の人はなかなか厳しいと思いますので、ぜひ魅力あるものをつくっていただきたいなと思います。

また、代表質問におきまして、女性や若者に向けた加入促進が大事ですよという質問を行いましたら、女性消防団員の数はふえているという回答をいただきましたが、女性消防団員は現在どのぐらいの加入状況にあるのか、もう少し詳しく聞かせてください。

内藤消防保安課長 女性消防団員の数でございますが、平成24年には59人であったものが、平成28年には120人に増加をしております、4年間で約2倍にふえておるところでございます。こちらは確定値ではございませんが、本年4月1日現在では179人にふえておまして、甲府市消防団の33人をはじめとして、13の市町村の消防団で女性団員が在籍し、活躍をしておるような状況でございます。

大柴委員 大分ふえて、それは大変努力していただけたのだと思いますが、私が思うに県職員とか市の職員というのは率先してある程度入ることによりまして、消防団員の魅力、先ほど言った魅力とか、やはり地域の意見が聞けるよい機会になると思うんです。ですから、県職員は何人ぐらい消防団に入っていて、うち、女性は大体何人ぐらいいるのか、もしわかったら教えてください。

内藤消防保安課長 県職員の消防団員でございますが、本年4月1日現在で341人おります。昨年度で申し上げますと、消防団員に占める県職員の割合というのは全国トップレベルでございます。本年度は速報値でございますので、全国的な位置はわかりません。そのうち女性でございますが、残念ながら、現在のところ、県職員の消防団員の中に女性がいることの確認ができておりません。これまでも県

職員につきましては、所属長に向けて、消防団活動への便宜を図るように依頼をしたり、職員に向けては、職員ポータルに掲示板に消防団への加入を促進する案内を掲載するなどしてきましたが、今後はこれまで以上に職員、特に新規採用職員を中心としまして、消防団への加入を一層奨励してまいりたいと思っております。

大柴委員

今聞いて、男性は341人入っているということで頑張っているのだなど。ただ、女性に関しましてはまだゼロということですが、なかなか強制もできるものではないのですが、やはり女性目線というのも大事だと思いますので、ぜひ女性に関しても努力をしていただきたいと思います。

また、本会議では、機能別消防団員制度の活用ということを言われておりましたが、機能別消防団員の制度というのは私よく理解していないのですが、その説明と、今回の女性や若者の加入促進の取り組みと、機能別消防団員制度の活用とはどのような関係があるのか、その辺を少しお聞かせ願えますか。

内藤消防保安課長 まず、機能別消防団員の制度でございますが、全ての活動に従事する団員を基本団員といたしますが、それとは別に、特定の役割に限り、時間の許す範囲でより多くの方が消防団活動に参加できるように設けられた制度でございます。特定の活動とは、火災予防の広報、火災警報器設置促進のための各戸への訪問、防災訓練などにおきます応急手当て講習の実施、出初め式における消防団行事での司会や広報などさまざまでございます。

女性や、若者などの、加入促進活動を行うに当たっては、こうした特定の役割で、また都合のつく時間帯に活動できるということを広く周知するとともに、あわせて、市町村におきまして、機能別消防団員の制度を導入していただくことを働きかけて、女性や若者などが入団しようと思える環境づくりを双方から取り組んでまいりたいと考えております。

大柴委員

よくわかりました。全国的に見ましても、また、本県におきましても、消防団員の数というのは減少しているという傾向になっております。皆さん方の努力によりまして、また我々も努力をいたしますが、消防団員確保についてしっかりと取り組んでいただきたいと思うわけです。

最後に、改めまして、団員確保に向けた県の決意をお聞かせ願いたいと思います。

内藤消防保安課長 消防団は、地域防災力の維持向上のために非常に重要であります。この消防団活動の活性化を図っていくために、県といたしましては、今後も市町村と連携し、あらゆる取り組みを通じて、女性や若者をはじめとした幅広い層が消防団に加入しやすい環境を整備し、消防団員の確保に力を注いでまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

承第48号 山梨県県税条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(消防団の加入促進事業費について)

清水委員 消防団の加入促進事業費についてお尋ねいたします。不正のない明朗な仕組みとか、指示命令系統が明確であるとか、そういうのは団体行動のときにはとても重要で、そうしたことがしっかりしていると、そこで活躍して頑張ってみようということになると思うのですが、先般、消防団報酬の着服問題というのが起こりましたが、以前にも同じような問題が2件か3件起こっている。今後そうしたことを皆無にするため、県としてどのような指導をされているのかお尋ねしたいと思います。

内藤消防保安課長 過日、中央市において発生をしました消防団の分団長によります団員報酬等の着服事案は、消防団に対する県民の皆様の信用を裏切る行為であり、私も所管課としましても大変遺憾であり、重く受けとめている次第でございます。

今回の事案の発生を受けまして、県では消防団員の研修も行っております消防学校に対しまして、団員の服務規律の遵守意識の徹底が図られるよう、研修内容の充実を指示したところでございます。また、報酬等に関しまして、これまで報酬、出動手当等の支給につきましては、その性格上、本人に直接支給されるべきだという消防庁の見解を受けまして、市町村に対して適正支給が図られるよう要請をしてきたところですが、今回の事案の発生を受けまして、改めて市町村に対し、この趣旨を徹底するための通知を行ったところです。

清水委員 しっかりと徹底をお願いしたいと思います。

それともう1点、私の周りにも消防団員が大勢いるんですけれども、消防団員に払われる報酬費、活動費というのですか、正確な名称はちょっとわからないのですが、その金額が地域によってばらばらだということを聞いているのですが、なぜばらばらなのかということをお尋ねしたいのですが。

内藤消防保安課長 活動費とおっしゃられたのは、消防団に対して支払われます報酬と、費用弁償、いわゆる出動手当のことだと思います。これらは、消防組織法において市町村が条例で定めるということになっております。県内においては年額で3,000円から3万7,000円と市町村によって大きく異なっているというのが現状でございます。

清水委員 市町村で決めるというお話だったのですが、いろいろ市町村の考え方ではつきがあってその結果という話だったのですが、その辺の行政指導、県としての指導というものは特に必要ないのでしょうか。

内藤消防保安課長 報酬等につきましては、消防庁では交付税単価を1人当たり3万6,500円としており、これが標準的な額とされていることから、支給額が低い市町村

については、県としても引き上げを要請してきたところでございます。

清水委員

少し視点を変えた質問をさせていただきます。実は私が自治会長もやっているので、ギャンブル依存症の更生施設、グレイス・ロードという施設があって、そこに若い人、20代から30代、40代の人は何十人といわれています。私は何か非常時にはそのパワーがものすごく使える。その人たちにいろいろ助けてもらったり、命を救ったり、高齢者を助け出したりと、消防団じゃないけれども、そういった救出活動、命を救う、そうしたことに活用してもらえないかと思っています。消防団と違う形で特別な部隊があっていいのではないかなと思っています。

実は甲斐市にこういう話をしたら、消防団員は心身ともに健全な云々と言っているんです。そうした規定があるから、ちょっとだめだよと。先般、厚生労働省では、ギャンブル依存症は病気であると言っているんです。病気というのは、我々が背負っている何とか病と同じなんです。では、消防団員の中に病気を持っている人いませんかといえば、少なからず持っています。だから、そうしたふぐあいもあるんです。体格もいいし、頭ももちろん切れる、そんな人たちを私は大好きで、年中つき合っているのですが、そういう人たちがやっぱり地元において、こんなパワーで、非常時にはすごい活躍してもらえているのですが、今後のことも含めて、県としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

内藤消防保安課長 委員からお話がありましたギャンブル依存症の回復に取り組んでいる施設に入っている若い方でございますが、それぞれの方がおそらく回復状況が異なっていると思われまします。消防団員としての仕事は、人の生命にかかわる非常に重い職務でありますから、回復状況なども勘案しながらという前提になるかと思ひます。既に市にお伝えをしてあるということですが、私どもも改めまして地元である甲斐市にお伝えをさせていただきたいと思っております。

清水委員

私も地域の活性化のために、例えばお祭り、今までおみこしができなかったのが、そういう人たちが来て、今までできなかった地域の伝統行事がつながったという実績があって、去年から、これはすごいことだなと思っているんです。やはりそうしたつながりでこうしたことも可能になるのかなと思っているので、ぜひ、私もまた地元へこういうアプローチをしますが、県でもバックアップしていただければと思います。

(職員の綱紀肅正について)

鈴木委員

ちょっと関連で1つ聞きたいと思ひます。ここ2年、先ほど不祥事の話が出たので、ちょっと聞いたんですが、大体件数わかりますよね。教育委員会あるいは消防もそうなんですが、もろもろ不祥事が県でありまして、部局は違っても県の職員は県の職員であることは間違いなくて、場所によっては3回も近々に、申しわけないと同じ方がする場面が多くて、知事に聞くべきものでもないと思うけれども、総務部として綱紀肅正を、各部局ではなくて、山梨県としてどんな方法でやっているのか。それが、見ているとさらさら改まってこないわけであって、各部局を取り仕切っている総務関係からするとどのような方向性で綱紀肅正を図っているのかまず聞きたいと思ひます。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 今般も2週にわたりまして私も一緒に同席して謝ったりとか、教育委員会等でもそういう事案が出ておりまして、私ども、こういう

不祥事と言われる事案が出るたびに、知事からの命を受けまして、総務部長名で各所属に対しまして、綱紀の肅正等の徹底、それから、同日付で私どものほうで各幹事課長を集めまして、本日中に各所属で再度、綱紀の肅正、公務員倫理確立に向けた研修を徹底するようということ伝えております。

また、年度当初、所属長が新しくなります。4月1日に新しくなった所属長を集めた研修におきまして、今年度は私が直接出向きまして、公務員倫理の確立、飲酒運転は絶対だめだというようなこと、あと、事務処理ミスの防止、それから、ハラスメントというようなことにつきまして、新しくなった所属長に対しては、私から冒頭に20分ほど時間をいただきましてその点をしっかり、まず管理職がしっかりおのれの心に言い聞かせて、それから、部下職員についてもしっかり見てくれるようという話をさせていただいておりますが、このような事案が続発しているということにつきましてははじくじたる思いでございます。知事とも話をする中で、再度、研修等につきましてもより徹底すること、それから、部局におきましても独自でいろいろな新しい考え方に基づいて、人事課がこれをやれと言うだけじゃなくて、それぞれの所属においてもどんなやり方で公務員倫理の徹底とかができるのかということの提案も受けながら、今進めているところでございます。

鈴木委員

他県の状況を見て、私も調べてみたんだけど、1週間とは言わないけれども、月に3回ぐらいは各部局を集めて、総務部長が中心になるのかな、やっていると思うんだけど、そういうことをやっっているながら、各部局で職員に対して、やっぱり県庁の職員じゃなくて外から来て、マニュアルをつくったり、綱紀肅正しているんだよね。山梨県の場合はどうなの？そういうことしているのかな。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 本県におきましても、不祥事がちょうど続発したときに不祥事根絶委員会をつくりまして、これは当然外部の方に入っただきまして、不祥事の根絶を目指してということで提言をいただき、それに基づきまして山梨県職員コンプライアンスハンドブックをつくりました。この中には職員のサービス、行動基準の記載があり、今回におきましては、行動基準のチェックリストを使って、自分の行動を振り返って、これに全部チェックがつくかどうかということを実行員に対して実施するよう通知いたしました。チェックがつかないような職員については、所属長が個別に面談をして、しっかり指導するようということをやらせていただいております。

鈴木委員

総務部長に聞くんだけど、いずれにしても個人で判こを扱ったり、それから、扱わないとしても、所属長の目を盗んで判こを押してしまう、あるいは酒を飲んでしまう、あるいはセクハラがあったり、それから、体罰があったり、そういう中で、県庁の職員ってたくさんいるから、次はありませんということはいえないかもしれないけれども、また同じこと、もっとひどいことが出たらどうするんだということにもなってしまう。だから、やっぱり転ばぬ先のつえじゃないけれども、やはりその辺を、ただ徹底する徹底するだけで徹底されていない現状がやっぱり見えるんだよね。

総務部長、その辺はやはりもう一度、綱紀肅正を図るために、もっと引き締めてやっていかなきゃいかんと思うんです。多分、また二度あることは三度ある。ないことを願うけれども、また別の事案が発生するかもしれないけれども、その辺を部長として、全体的な責任者は知事かもしれないけれども、その一番の責任者は総務部長だと思うので、見解、あるいは今後どうしていったらいいかということをもう一度部長の立場からお話ししていただければと思います。

います。よろしく願います。

前総務部長 最近こういった不祥事が続いているということ、大変遺憾でございます。これまでもこうしたことがないように綱紀肅正ということで徹底してきたところでございますが、こういった事態を受けまして、さらなる対応、こういったことがあるかというのはまたこれからいろいろ考えなければいけないと思っておりますけれども、こうしたことがないようにしっかりと徹底をいたしまして、県民の信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

(弾道ミサイルを想定した国民保護訓練について)

宮本副委員長 2つほどお伺いしたいんですが、1つ目は、先日、県で北朝鮮の弾道ミサイルに対応した訓練をやられたかと思うんですが、御存じのように北朝鮮情勢は緊迫しておりまして、本当に日本列島に落ちてもおかしくないのかなんていうことを私も思っております。先日の訓練というのはそもそもどういった内容でやられたのかということと、あわせて、そのときのミサイル自体の弾頭は何を想定していたのか。核なのか、生物化学兵器なのか、通常弾なのか、それをまずお伺いしたいと思います。

小澤防災危機管理課長 6月9日に弾道ミサイルを想定した国民保護訓練を県のほうで実施させていただきました。内容につきましては、訓練想定でいきますと、基本的に北朝鮮から弾道ミサイルが1発発射されまして関東の上空を通過したと。もう1つ、その後、北朝鮮にさらなる弾道ミサイルの発射の兆候があるというようなことで訓練をスタートしたということでございます。内容的には、県の緊急事態連絡本部事務局職員の参集訓練、それと、緊急事態連絡本部会議の開催、あわせて、知事の県民への呼びかけの訓練、弾道ミサイル発射時における県の事務局班がございまして、その事務局班における参集基準の確認等、各班の対応事務の確認の訓練を実施いたしました。

委員からお話がありました、どんな弾頭を想定したのかということですが、けれども、この訓練につきましては、ミサイル発射を受けての参集ということで、弾頭の中身等については特に想定はしておりません。

宮本副委員長 ありがとうございます。

今回の訓練の内容は要するに、初動というか、どういう人たちが集まって、どういう会議をやるかという訓練だったというふうに承知しましたけれども、実際もしました同じことが本当に起こった場合、県として訓練と同じ対応をまずとるということでよろしいですか。どういう対応をとるのか。

小澤防災危機管理課長 今お話しさせていただいた訓練、初動の対応につきましては、状況にもよりますけれども、同様の対応をとっていくということが原則ではないかなと考えております。その後、仮に日本のほうにミサイルということでそういう事例が起きたときには、基本的には国民保護事案ということになりまして、国の対処基本方針や指示に基づきまして、県のほうで国民保護対策本部の設置または県民を武力攻撃から保護するためのさまざまな措置を行うことになっております。

宮本副委員長 ありがとうございます。先ほど訓練の中で知事が呼びかけをするみたいな話もあったと思うんですが、そうすると、ミサイルが発射された兆候というか、Jアラートか何かがあると、どうやって県民に周知

をして、かつその弾道弾がもし山梨県内に、あるいは富士山にでも着弾しそうだとわかった場合、避難を呼びかけていくと思うんですけども、どのような方法、手段で県民に避難を呼びかけていくのか、あわせて伺えればと思います。

小澤防災危機管理課長 ミサイルが例えば日本の領海や領土に落下とか通過する可能性があるというような場合につきましては、国からの緊急情報を瞬時に伝達するJアラート、全国瞬時警報システムにより、避難等が必要なエリアに対して情報伝達が行われるということになります。このJアラートにつきましては、情報伝達が行われた場合、市町村の防災行政無線等が自動的に起動しまして、屋外スピーカー等から特別なサイレン音とともに、直ちに頑丈な建物や地下に避難するようというメッセージを流すということで緊急情報を伝えるということになります。それにあわせて、エリア内で大手事業者の携帯電話をお持ちの方につきましては、緊急速報メールというようなことで、Jアラートと同じような内容が携帯電話のほうにメール等によって伝わるということでございます。

宮本副委員長 今、県の、当然情報が入ってどうするかという、ある意味、部門の部分の訓練だと思うんですけども、先ほど小澤課長がおっしゃったように、頑丈な建物に速やかに避難してくれということを知ると思うんですけども、そういった訓練を県民を巻き込んで今後していく予定とかは想定されているのでしょうか。

小澤防災危機管理課長 県民も含めた基本的な住民避難訓練ということでございますけれども、それにつきましては、今、市町村と実施に向けて調整をさせていただいているところでございます。

宮本副委員長 ぜひ我が国にミサイルが降ってこないことを祈りつつ、次の質問をさせていただきます。

(訓練用ドローンについて)

最近、防災関係でやはりドローンの話がよく出まして、たしか会議を県でもされていると伺っているのですが、近々でドローン自体を実際に防災関係で購入されて、訓練とかそうしたことをされているのか、されていないのか、あるいは今後そのような見通しや予定があるのかをお伺いしたい。

内藤消防保安課長 ドローンにつきましては、消防庁の事業を活用しまして、消防学校に消防団の訓練用のドローンを導入することになっております。消防庁の事業に採択をされ、この秋ごろには消防学校に導入されます。そちらを活用しまして、消防団に向けた訓練等を実施してまいりたいと考えております。

宮本副委員長 実際に、どのような種類のものを何台ぐらい買うんですか。

内藤消防保安課長 機種の詳細につきましては、御説明できるほどの情報はございませんが、実機として1台、たしか3台を練習用の簡易的なドローン、こちらを導入して操作等の訓練をしていくということとなります。

宮本副委員長 実際に導入したものを今後どういうイメージで活用していくんですか。それだけ最後にお伺いして質問を終わります。

内藤消防保安課長 消防庁から無償で貸与され導入ということで、購入をするということではございませんが、それらを活用して、災害等が起きたところで、消防用車両、人が立ち入れないようなところにドローンを飛ばして偵察活動を行い、偵察活動の画像等により状況を判断して救助方法を検討する、そうした活用を検討していきたいと考えております。

(山梨県職員幹部職員の再就職先について)

小越委員 山梨県職員幹部職員の再就職先についてお伺いします。山梨県は、県退職職員の再就職等に関する取扱要領をつくっておきまして、これによりますと、例えば関係団体の再就職については、関係団体から職員の再就職の推薦について要請があったときは当該要請に基づき適任者を推薦するものというふうになっております。そこでお伺いします。毎年7月に前年度の職員の再就職状況一覧が出るんですけれども、これがまだ今年度というか28年度出てないのであれば、27年度で構いませんので、推薦要請があった団体は幾つあって、何人いたんでしょうか。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 28年度の状況につきましては、申しわけございません。今、委員御指摘のとおり、7月末に公表という状況でございます。27年につきましては、20の団体から要請がございまして、20名の方が行っているという形になっております。

小越委員 この20の団体というのは、県からの補助金とか出資している団体というふうに考えてよろしいでしょうか。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 県が関係している団体でございます。

小越委員 平成27年度退職職員に係る再就職状況一覧という、ホームページに出ておりますけれども、たしか43人で、今20の団体といえますと20人ということで、半数、43のうち20人が関係団体に行っていると思うんです。横内知事になってから、退職職員の一覧表がホームページに載っております。それを見ますと、例えば中小企業団体中央会には平成21年、24年、27年、信用保証協会は21、24、27、私学振興会、21、24、27、体育協会、19年と23、26、3年ごとに毎回行っているわけです。青少年協会に至っては、20、21、23、24、25、26と毎年のようにかわって行っております。いろいろな問題がありました消防協会にも21、22、25、27と定期的のように行っております。これぐらいになりますと、要請があったときに、関係団体から来て、それをあっせんするのではなく、もう指定席のように退職職員の異動先となっているんじゃないでしょうか。

中澤総務部次長(人事課長事務取扱) 県職員の再就職先につきましては、それまでの県職員として培ったさまざまな知見等を県の行政とか補完していただいているような団体の業務について生かしていただくという趣旨がございまして、今御指摘のありました団体につきましても、それぞれの団体から要請がございましたので、推薦しているという状況でございます。

小越委員 中小企業団体中央会から3年ごとに来てくれと、また3年たったらまた来てくれとなりますと、別に再就職先じゃなくて山梨県の出先機関のようになって

いるわけですよ。3年後に必ず職員が行くと。そうなりますと、本当に大丈夫かと思っています。

もう1つ、民間企業についてどうやっているのか2月議会で聞きましたら、総務部長が、民間からの情報提供依頼書はないというふうに答弁がありました。民間の場合も再就職については情報提供依頼書が来た場合となっていては、すけれども、それはないというふうにおっしゃっておりまして、じゃ、民間にはどうやって行ったのかという話で、部長はそのとき、自己開拓だというふうに述べておりました。例えば民間と思われるところでありすけれども、金融機関、信用組合とかに行っているわけです。それから、福祉施設、病院、それから、農政、土木、林務にかかわる公共事業にかかわるところ、いろいろなコンサルの会社、それから、測量会社に行っているわけです。それも例えば毎年何らかの形で行っている。とある病院のところには、平成19、20、21、22、24、25と毎年のように行っているところがある。それはどうして毎年そんなところ、同じところに職員が行くんでしょうか。自己開拓というのはいつやっているんですか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 当然、職員につきましては、休みの日とか、こういう方々が退職するという、今ちょうど60歳の方々について、過去のいろいろな業務経験等を見ながら、特に今おっしゃったところについては、そういうふうなところからお声がかかって行っているという形です。2月の議会のときに部長のほうから答弁いたしましたとおり、営利の関係の企業のほうから県のほうへの推薦ということは一切ございませんし、県からもそういう情報を出しているということはありません。

小越委員 民間に行くときには、在職中に関係するところとコンタクトをとって、例えば土木、林務、農務の関係のところもありますけれども、それはよいのでしょうか。大丈夫なんでしょうか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 当然60歳で定年退職して第2の人生を歩む中で、国家公務員とちょっと違いまして、私どものほうでは、現職のときにそういう就職活動をしてはいけないという規定はございませんので、それはできます。あと、もし今、小越委員から御指摘があったように大丈夫なんでしょうかと言われたときに、例えば過去の自分の地位とかそういうものを使って、我々現職の職員に対して働きかけとか不正なあっせんとかそのようなことがあった場合については、法律によって罰則規定がございますので、もしそういう行為をした場合、当然刑罰がかけられます。それから、そういうことはしないという誓約書を提出いただいて再就職していますので、大丈夫と考えております。

小越委員 そりゃ大丈夫ですよ、今からやりますなんて言う人いないんですから。例えば社会福祉法人の事務長のところに行っている方もいます。そこは監査の対象にもありますよね、補助金とかいろいろな指導、監査の中で。それから、測量会社とか、コンサル会社。これから向こう5年間、10年間、公共事業なり、こういう方向に行くという情報を持っている、知っているわけですよ。そういった民間会社に在職中にコンタクトをとり、そして、それが何年も定期的にそこに行っているということになりますと、やってないというのは私は信じますよ。信じますけれども、それはやはり何かいろいろなことを疑われる可能性があるんじゃないでしょうか。なので、私は、ここは国でも問題になっておりますけれども、例えばほかの県では人材バンクという制度がございます。山梨

県はやっておりませんが、何か改正するような方向はあるのでしょうか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 県が関与している団体につきましては、私が先ほど説明したとおり、人事課のほうに推薦の依頼があってという形になりますので、一義的には人材バンク的な役割を私どもがやっている形になっております。ただ、民間への就職につきましては、個々のつながりといいますか、お声をかけていただいて個人の方が行くという形になりますので、そこまでの制約ということは考えておりません。

小越委員 これ、毎日新聞さんに載っていますけれども、例えばあっせん禁止を明文化しているところもありますし、それから、人材バンクをしているところもある。特定の再就職先はだめだと言っている県もありますよね。市町村に比べて県のほうはいろいろな許認可権が多いです。予算も多いです、公共事業も。国とは違うかもしれないけれども、やはりこれはいろいろな疑念を抱かれるようなことはしないようにするためにも、私は例えば少なくとも人材バンク以外のあっせんは禁止するとか、それぐらいやらないといろいろな県民からの目もしっかり厳しくなっておりますので、他県並みに、あっせんの禁止なり、人材バンクなりという方向をつくっていくべきだと思うんです。これ、今年はあれかもしれないけれども、来年、再来年ということで。そのような方向を、それがだめだったら定年を延長するとか含めてですけれども、私はやったほうがいいと思いますが、お考えを聞きたいです。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 今後、65歳まで年金等の支給開始年齢が延びていく形になりますので、我々県職員の再就職ということも当然さまざまな形で考えていかなければならないわけです。私どもにつきましては、例えば県への再就職とか、専門員というような形によるフルタイムの再任用もございますし、時短の再任用、それぞれのライフステージに応じてさまざまな、どういう業務でどういうことをやりたいということもヒアリングをしながら、それぞれの配置も考えていきます。あと、当然、あっせんの禁止というか、就職のこういう業種がだめだというようなこともありますけれども、やはりそこになりますと、職業選択の自由との兼ね合いから憲法違反につながりかねない部分もございますので、そこまではちょっと踏み込めないと思っております。ですので、不正なあっせんとか働きかけができないという形にして条例も改正してございます。法律もできておりますので、そういう形で県民の皆さん方への説明責任とか疑念の払拭に努めていこうと考えております。

（ミネラルウォーター税について）

白井委員 じゃ、1つだけ、ミネラルウォーター税について尋ねます。知事は2月の本会議で、過去、県が私ども議会に対してこれ以上検討はしない旨の県の方針が決まったということであるというような返事をしていましたけれども、私がおの際、法定外の普通税という形で検討ができないかと尋ねたことに対して知事は、地方税法がいろいろ改正になったり、課税の自主権というようなものも緩和されてきているから、将来に向けては検討していきたいというようなことを言っておられたんですが、そのときの答弁は、いろいろな動向を注視しながら研究してまいりたいと知事の本会議答弁ですが、現在どんな状況でしょう。

保坂税務課長 まずミネラルウォーター税でございますが、委員から御指摘もありましたので、平成12年度から18年度まで検討を行ったというものでございますので、

我々といたしましても、まず過去の検討の経緯や文書を丁寧に改めて読み直していきまして研究させていただきました。法定外税としてはということですが、当時の記録によりまして、やはり納税義務者が特定少数の者に限定され過ぎているということが公平性の観点から課題があるのではないかなという御指摘もありましたので、そのまま当時のミネラルウォーター税のスキームを法定外目的税としてするというのは、これはなかなか難しいのではないかと考えております。一方、2月の答弁の中で、税源の確保については、これは国の動きとか知事会の動きがあるということで、こちらのほうは研究を進めております。

白井委員 山梨県の過年度の税収はどのくらいですか、県税収入。

保坂税務課長 28年度税収につきましては今集計中でございます。27年度決算は977億円でございます。

白井委員 山梨県関係職員、県庁、警察官、教員、おそらく1万数千おられると思いますけれども、この皆様に対する人件費総額、保険の雇用者負担とか福利厚生費等を入れた人件費総額は幾らぐらいになりますか。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 今、資料を出しますので、少々お待ちください。

白井委員 担当のセクションでは、アバウトであっても、山梨県の県関係職員の人件費総額はどのくらいだということが資料を見なくても言えなければいけない。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 申しわけございません。

白井委員 おそらく千二、三百億。

中澤総務部次長（人事課長事務取扱） 1,200億でございます。

白井委員 でしょう？ そうすると、県税収入を上回る二百数十億、いわば人件費だけでも県税収入は200億以上不足するという県の財政実態にあるわけです。そういう意味で、県はどのような形で、地方の課税権とか自治権とかそういうものがいろいろな意味で緩和されてきていると言われている今日、どのように新税あるいは税収の獲得を、税源確保していくのか、その方針はいかがですか。

保坂税務課長 まずは課税した税額を確実に確保することが重要であると考えておりますので、これにつきましては、地方税滞納整理機構を通じた個人県民税の徴収対策、あるいはそれ以外の税目につきましても、厳然な滞納処分を行うことによりまして、徴収率の向上を図ってきたところでございます。その結果、徴収率につきましては22年度からは上昇しておりまして、27年度決算では97.9%を達成しております。

一方、課税自主権の行使ということですが、これにつきましては、超過課税の採用と、それから、法定外税の検討ということになります。超過課税につきましては、中小法人を除く法人に対する県民税法人税割の超過課税、これは標準税率に0.8%上乘せしているところでございます。これは5年間に1度更新しているところですが、27年9月県議会で33年3月まで5年間延長したところでございます。また、県民税均等割には、個人については500

円、法人は5%やはり上乗せ課税、これは森林環境税と言ってありますが、これにつきましても昨年度5年間経過したところで検討を行いまして、さらに5年間延長するというところで28年6月県議会で知事が表明しているところでございます。

白井委員　　いわゆる滞納整理をいかにするかなんていうことはこれはもう当然のことで、私が質問しているのは、税源をいかに確保するかということをごんぷうに検討しているかということをごたしているわけです。そういう中ごもう1回答えてください。それが法定外目的税であろうが法定外普通税であろうが、税源確保、いわゆる新税に対してはどのように研究、検討を現在しているか。しているならしている、していないならしていない、明確に答えてください。

保坂税務課長　　法定外税につきましては現在具体的な検討は行っておりませんけれども、全国知事会に新しい地方税源と地方税制を考ふる研究会が設置されまして、ここで新しい地方税源や地方の時代にふさわしい地方税のあり方について検討を行っております。実は先日も当課の職員がこちらの会議を傍聴するなどして情報の収集に努めているところでございます。

白井委員　　例えば昨今の新聞紙上を見ても、景気が確実に向上しているみたいなことを言っています。だげど、私が毎日お会いする例えばいろいろな職種の経営者は何て言っているかといひますと、仕事をいつかはやめたい、今にもやめたい、今やめるチャンスをごうかがっているんだ、これ以上事業継続は困難だという方々が山梨県の中小零細企業者にいっぱいいるんです。だから、2万円を株価が超えたとかいろいろよさそうな話をしてる方々は一部マスコミをはじめいるかもしれませんが、実際、山梨県の経済はそのぐらひ厳しいです、はっきり言って。だから、例えば山梨県はかつて1,100億超えの税収があったときもあつたはずです、バブル期に。しかし、何としても1,000億を現在超えない。おそらく去年なんかも超えてないはずです。出納閉鎖したはずだし、本来ここで答えられないわけがないんだが、27年度さっき答えたけれども、28年度答えますか、今。

保坂税務課長　　大変申しわけありませんが、決算発表はこれからでございますのでまだ具体的な数字は申し上げることができませんが、2月補正後の現計予算ですと950億円ということでございます。

白井委員　　私は実はまたダウンしていることをそれなりに承知しているからあえてそういう質問を今したわけだ。本当に山梨県の経済は厳しいです。そういう中で、例えばミネラルウォーター、特定の人を狙ひ撃ちするようなやつだということをご11人のミネラルウォーターの審査会の人たちが言ひました。それは誰かというご、アサヒビールの元重役、あるいは日本ミネラルウォーター協会の専務理事、当時の山梨県のミネラルウォーター協会の会長。

要するに、新税導入に県が間違つたのは、対象業界の人をその検討委員会の11人の検討委員のうち3人を入れたことです。ごういう人はいわば陳述やいろいろな意見、考ふるを聞くということには必要であるが。あとはごういう人かというご、消費者の関係の理事長とか、あるいは山梨県の森林協会の専務理事とか、ごにかくミネラルウォーターを真剣に議論できるのは、私は、少なくとも法律ですから、条例ですから、その専門家以外には検討委員になるべきじゃない。にもかかわらず、大学の先生ごういうか、その11人の検討委員は4人で

す。さっき言った消費者というのは生協の理事長。生協の理事長とか、山梨総研の専務理事とか、森林組合の専務理事とか、ともかく大学の税の専門家は四、五人です。そういう中で、その3人のミネラルウォーター業界の専門家から、いわば利害関係人から反対をしてこれはだめになったんです。

例えばその議事録によると、ある大学の先生は、地下水の使用量、摂取量に着目した課税方法は検討されるべきである。あるいはまた別の先生は、ミネラルウォーター業界からの、県内の良質な地下水、それ自体を使って商品価値として宣伝をして売っているのだから課税は当然だと。これ、東大の先生や上智の先生です。税の専門家、租税の専門家、こういう方々がそういうふうにおっしゃっているけれども、ともかく税には関係のない生協の理事長さんとか、森林組合の専務とか、まあ、森林というかそういうところから取水をしているから森林組合の専務が指名されたということでしょうけれども、本当に租税に対する知識がほとんどない方々がこの大事の検討委員なんです。これは県の過ち。しかも県は、検討委員会を設立する前に既に導入を内定したんです、リットル当たり0.5%というものを。たまたま検討委員会でだめになったら、ごめんなさいで終わってしまった。だから、ここの検討委員会に私はもう、いくら熟読してみても本当に理不尽な内容なんです。5回検討委員会が開かれて、こんな分厚い議事録になっているんだけども。

ともかく唯一水を商品としている商売なんていうのはミネラルウォーター業界しかありません。ほかの業界は水を使っている業界はいっぱいある。畜産にしても、あるいはジュースをつくっても、野菜つくっても、みんな水を使っているんだと。それは水を使っているかもしれませんが、それはそれにいろいろな付加価値をかけ、いろいろなコストをかけて商品化しているものであって、水そのものが商品というものは、ミネラルウォーター業界、私の知る限りではその業界だけです。だから、私は2月の本会議で、これは再度検討すべきだと。しかし、それが法定外目的税か法定外普通税か、これは私がジャッジできる問題じゃないと。私、専門家じゃありませんから。しかし、法定外目的税というと、森林の整備だとか水源涵養だとかってそういうことになるから、私はあえてこの2月に法定外普通税でもいいんじゃないかということを行ったわけ。

そして、少なくとも知事の答弁ですよ。検討すると言いながら、今の課長の答弁を聞いていると、検討したという実態は私には感じられない。もう2月の議会から何カ月たっていますか。4カ月たっています。スローが代名詞なんて行政じゃいけない。知事が答弁したら、その日から真剣に議論するような県庁でなければ、総務部長、おかしいよ、はっきり言うけれども。そういう意味で、いまだ明快な答えが言えない、質問に答えられない、これでは怠慢と言わざるを得ませんよ。

ともかく県の関係職員の1,200億余かかっている人件費にも及ばない、九百何十億しか税収がない山梨県、本当に残念ながら、私は県議会議員としては恥ずかしいです。甲府市は、もちろん県のように教員や警察にお金を払っているわけじゃありませんけれども、市税収入の半分が人件費です。山梨県は全県の税金をぶち込んでも人件費総額に及ばないというのは、これが山梨県の実態なんです。

私は1つミネラルウォーター税にこだわっているかもしれませんが。なぜならば、議事録を見る限り、あまりにも私は理不尽な感じがするから。この結果によって県がそれを断念したという何年か前の県知事の議会での答弁、正式に1回断念しましたみたいな答弁があったんです、表現は別として。そういう意味で、私は若干というか、ミネラルウォーター税にこだわっていますけれども、本当に山梨県の、困っている人に税金を賦課しなさいなんて私言っているんじ

やないんです。ともかくガソリンよりも高いミネラルウォーターです。いや、もちろん安いものはありませんけれども、率直に言って高い。

この山梨県が全国のたしか47%ぐらい供給しているんじゃないですか、現在は。これ、年々歳々供給率は高くなっているんです、山梨県は。その昔は37%ぐらい、今は10%ぐらいまた供給が上がっているはずですよ。そういうことを考えても、狙い撃ちじゃない。ミネラルウォーター業界の人たちは何で我々を狙い撃ちするんだなんてわけのわからんこと言っておるけど、これは言うことが失礼な話ですよ。税金何払っているのと。企業の法人税払っているだけじゃないかと。ガソリンなんか消費税も入れると二重課税ですよ。

今、既に税金で、厳しい納税で大変大変だと言って、納税するために銀行に行ってお金を借りてくる会社もいっぱいあるんです。これ以上質問しても答えが出てきそうもないから私は質問終えますけれども、しっかりとした決意の表明というか、何か答えてください。

前総務部長

ミネラルウォーター税につきましてはいろいろな課題があるということで、今回こういった形に至っているという事実はあるかと思えます。いずれ曰井委員の御指摘のように、税源をどういったところに求めるかということについては大事な観点だと思っております。今、水源涵養に必要な費用という意味では、本県はミネラルウォーター税ではなくて森林環境税という形でいただいていると。また、森林整備に必要な費用ということで、30年度の国の税制改正で、今度は国税としてとるかどうかという議論も今しております。また、先ほど課長から話がありましたように、知事会のほうでもいろいろな議論をしております。そういった議論をもう少し整理をいたしまして、どういった対応、課題があるのか、どういったことが検討してできるのか、そういったことをもう一度整理をさせていただいて、検討させていただければと思います。

その他

- ・総務部関係の所管事項審査の冒頭、議長から、午前中に開催された教育厚生委員会において、昨年度の包括外部審査で公共事業の執行会議の議事録を残すよう指摘があったことに関し執行部から説明を受けたことについて、各委員会において所管する部局から説明を受けるよう指示があったため、宮阪管理課長より説明があった。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を9月4日から6日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

総務委員長 遠藤 浩